



久万高原町 こども計画



令和7年3月
久万高原町

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定に当たって..... | 1 |
| 第1節 計画の趣旨・背景..... | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ..... | 2 |
| 第3節 計画期間..... | 3 |
| 第2章 久万高原町の現状..... | 4 |
| 第1節 統計データにみる現状..... | 4 |
| 第2節 アンケート調査にみる現状..... | 9 |
| 第3節 第2期計画の主な取組み..... | 22 |
| 第4節 法・制度の主な動向..... | 27 |
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | 30 |
| 第1節 基本理念..... | 30 |
| 第2節 基本的な視点..... | 31 |
| 第3節 基本目標..... | 32 |
| 第4節 施策の体系..... | 34 |
| 第4章 分野別施策の展開..... | 35 |
| 基本目標Ⅰ のびのびと育ち、活動する環境づくり..... | 35 |
| (1)遊び場・こどもの居場所づくり..... | 35 |
| (2)多様な体験・交流活動の促進..... | 37 |
| (3)こころと体の健康づくり..... | 39 |
| (4)健全育成・いじめ・不登校対策..... | 40 |
| (5)困難を抱える子どもたちへの支援..... | 41 |
| (6)木育の推進..... | 42 |
| 基本目標Ⅱ すこやかに産み、育てる体制づくり..... | 44 |
| (1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援..... | 44 |
| (2)相談支援・情報提供..... | 45 |
| (3)児童虐待防止対策..... | 47 |
| (4)家庭の教育力の向上..... | 48 |
| (5)こどもの未来応援(こどもの貧困対策)..... | 49 |
| 基本目標Ⅲ やさしく見守り、声を聴く地域づくり..... | 50 |
| (1)こどもの権利の擁護・推進..... | 50 |
| (2)地域でこどもを育てる体制づくり..... | 51 |
| (3)安全・安心なまちづくり..... | 52 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 第5章 量の見込みと確保方策 | 53 |
| 第1節 教育・保育提供区域 | 53 |
| 第2節 推計の手順..... | 53 |
| 第3節 推計人口 | 54 |
| 第4節 幼児教育・保育の需要量と確保方策..... | 55 |
| 第5節 地域子ども・子育て支援事業等の需要量と確保方策..... | 57 |
| 第6章 計画の推進 | 69 |
| 第1節 推進体制 | 69 |
| 第2節 計画の進行管理..... | 69 |

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画の趣旨・背景

(1)国の動向と計画の背景

近年わが国は、人口減少・少子高齢化の進行や核家族・共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化等を背景として、こどもや子育て世帯への社会的な支援が求められる状況にあります。

そのため、国は、平成17年にこどもがすこやかに生まれ育成できる環境の整備を目的とした「次世代育成支援対策推進法」、平成27年に認定こども園、保育所、幼稚園や地域子ども・子育て支援事業の充実のための「子ども・子育て支援法」等の法律・制度を整備し、こどもと子育て世帯を社会として支援するための多様な政策に取り組んできました。

一方で、そうした取組みにもかかわらず、わが国の人口減少・少子高齢化の進行は止まることなく進行するだけでなく、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況も年々深刻さを増しています。そうしたことから、こども施策を社会全体で強力に推進していくため、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

「こども基本法」では、子育て家庭の支援が事実上の主軸であったこれまでの支援から、こどもの権利やこどもへの支援をあらためて重視し、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指すこととしています。

また、令和5年12月に策定された「こども大綱」において、それまで別々に策定されていた「少子化社会対策大綱」及び「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が統合され、こども施策に関する基本方針や重要事項等が一元化されました。

(2)これまでの計画と本町の方針

本町においては、国の法・制度の枠組みにのっとりながら、本町における取組みの方向性を示す計画を策定し、中長期的な視点でこどもや子育て家庭の支援を行ってきました。

このたび、「第2期久万高原町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)が令和6年度末で終了するため、令和7年度を初年度とする新たな計画を策定し、本町の現在のこどもを取り巻く課題に対応していく必要があります。

このことから、本町においても、こどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を目指し、新たに「久万高原町こども計画」を策定することとします。

「こども」の定義と本計画における取り扱いについて

これまでの児童福祉法や子ども・子育て支援法において、「子ども」は18歳未満の未成年を指していましたが、こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。

これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画においては、こども基本法の趣旨に基づき、「こども」と表記します。

ただし、既存の法・制度や事業名については、元の表記を尊重するものとします。

第2節 計画の位置づけ

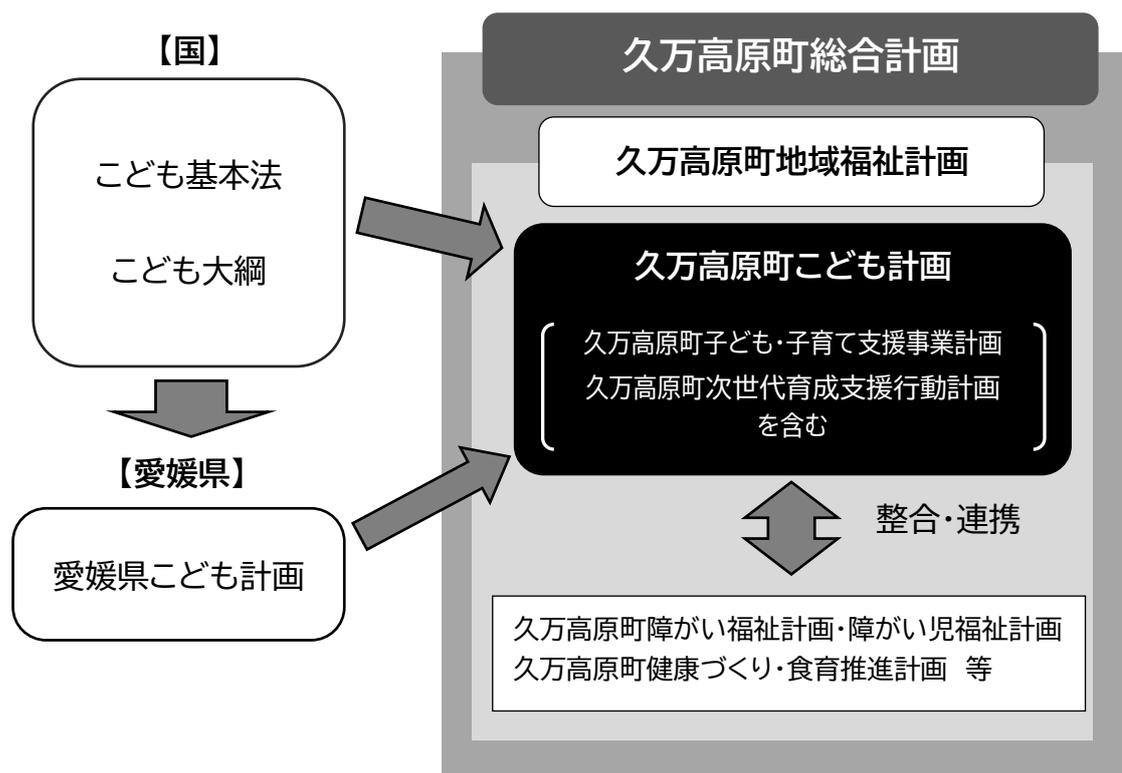
本計画は、こども基本法における「市町村こども計画」であり、こども支援やこどもの権利擁護についての施策の方向性を定める計画です。また、様々な法・計画の考え方を踏まえて策定しています。

関連する法・計画を踏まえた本計画の位置づけは、次のとおりです。

◆関連する法・計画について

- (1)本計画は、「こども基本法」第10条第5項に基づく「市町村こども計画」と位置づけます。また、同項に定める通り、「市町村子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策計画」としての性格を併せ持つとともに、こども施策に関連する法令等を総合的に勘案することで、こども施策の総合計画としての性格を持つものとします。
- (2)本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」ならびに、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、本町が今後進めていく子ども・子育て支援の方向性や目標を定めるものです。
- (3)本計画は、「総合計画」及び「地域福祉計画」を上位計画としており、本町の施策の中でのこども施策の方向性を明らかにするものです。
- (4)本計画の関連計画として「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「健康づくり・食育推進計画」等があり、これらの計画と整合をとるとともに、連携して取組みを効果的に進めるものとします。

本計画のイメージ



本計画に関連する法令

| | |
|--------------------|------------------------------|
| こども基本法 こども大綱 | こどもの貧困の解消に向けた対策の 推進に関する法律 |
| 子ども・子育て支援法 | 子ども・若者育成支援推進法 |
| 次世代育成支援対策推進法 | こども未来戦略 |
| 成育基本法 [※] | こどもの居場所づくりに関する指針 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | |

※ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

第3節 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、利用量の大きな変動や情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 久万高原町の現状

第1節 統計データにみる現状

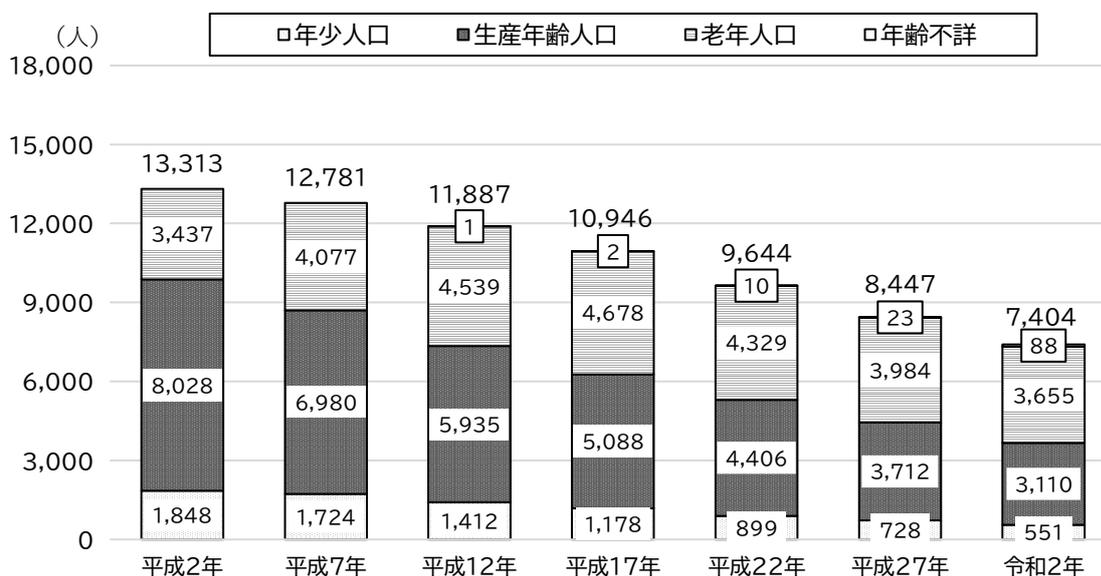
(1)人口

①総人口及び年齢3区分別人口

本町の総人口は、令和2年に7,404人となっており、長期的な減少傾向にあります。

年齢3区分別で見ると、令和2年に15歳未満の年少人口は551人、年少人口比率は7.4%となっています。一方、65歳以上人口は3,655人、高齢化率は49.4%となっており、少子高齢化が進行しています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査(各年10月1日)

②就学前及び小学生(0～11歳)人口

本町の0～11歳人口は、令和6年に就学前児童178人、小学生児童220人となっており、特に就学前児童数が減少傾向にあります。

就学前及び小学生(0～11歳)人口の推移

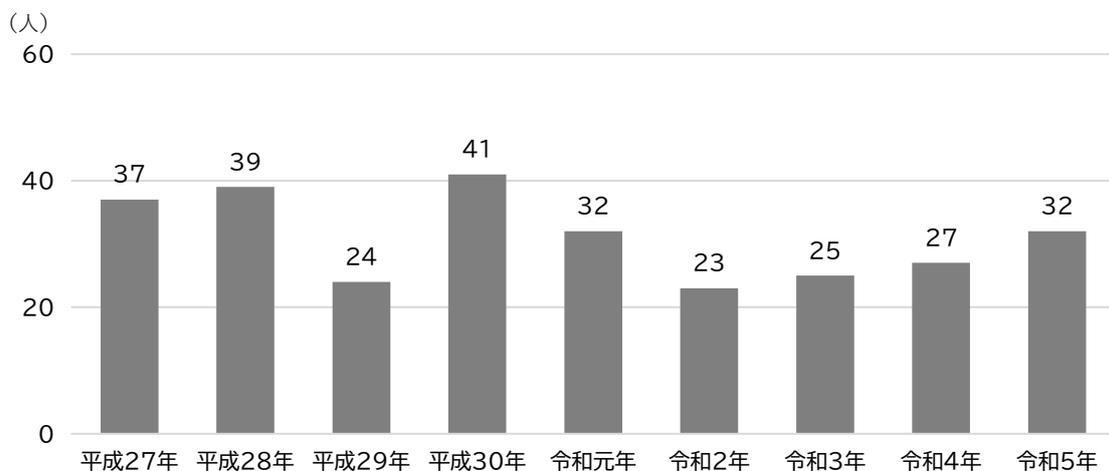
| 区分 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 0歳 | 21 | 28 | 21 | 33 | 23 |
| 1歳 | 35 | 21 | 28 | 23 | 33 |
| 2歳 | 40 | 34 | 30 | 30 | 23 |
| 3歳 | 30 | 38 | 37 | 33 | 30 |
| 4歳 | 40 | 30 | 34 | 37 | 31 |
| 5歳 | 45 | 39 | 33 | 33 | 38 |
| 就学前児童数 計 | 211 | 190 | 183 | 189 | 178 |
| 6歳 | 35 | 42 | 42 | 35 | 31 |
| 7歳 | 33 | 35 | 42 | 43 | 35 |
| 8歳 | 39 | 33 | 35 | 42 | 45 |
| 9歳 | 42 | 39 | 32 | 33 | 41 |
| 10歳 | 54 | 43 | 46 | 34 | 35 |
| 11歳 | 35 | 55 | 41 | 44 | 33 |
| 小学生児童数 計 | 238 | 247 | 238 | 231 | 220 |
| 合計 | 449 | 437 | 421 | 420 | 398 |

出典:住民基本台帳人口(各年4月1日)

(2)出生

本町の出生数は、令和2年にコロナ禍の影響もあり23人まで減少しています。しかしその後は増加傾向となっており、令和5年には32人と、令和元年の水準となっています。

出生数の推移

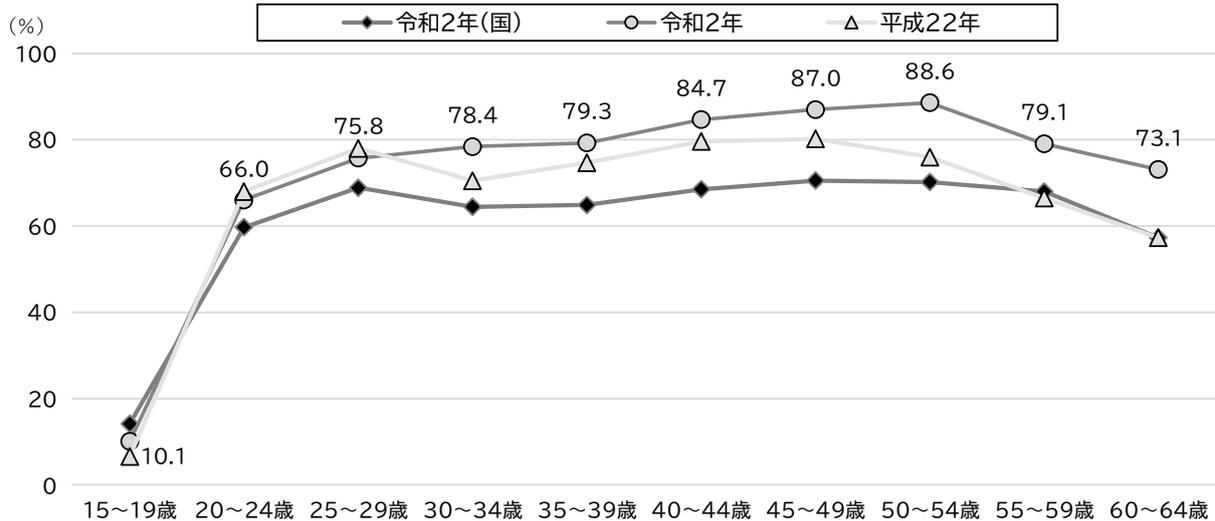


出典:住民基本台帳(1月1日～12月31日の合計)

(3)就業状況

本町の女性の就業率を平成22年と令和2年で比較すると、30歳以上の就業率が増加しています。30～40歳代で就業率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」はなくなっています。また、令和2年は全体的に国よりも就業率が高くなっています。

女性の就業率の推移



出典：国勢調査(各年10月1日)

(4)事業利用状況

①幼児教育・保育施設

町内で幼児教育・保育を提供する施設は町立幼稚園が9園、私立認定こども園が1園あります。利用状況は次のとおりです。認定こども園の利用は増加傾向にあり、幼稚園の利用も横ばいで、全体的に幼児教育・保育へのニーズは高まっているといえます。

久万こども園と幼稚園の園児数の推移

| 久万こども園 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 0歳児 | 4 | 5 | 1 |
| 1歳児 | 13 | 11 | 16 |
| 2歳児 | 16 | 15 | 14 |
| 3歳児 | 21 | 17 | 22 |
| 4歳児 | 13 | 22 | 16 |
| 5歳児 | 19 | 13 | 22 |
| 合計 | 86 | 83 | 91 |

※4月1日入園者数(1号認定含む)

| 幼稚園 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 0歳児 | - | - | - |
| 1歳児 | - | - | - |
| 2歳児 | - | - | - |
| 3歳児 | 14 | 16 | 8 |
| 4歳児 | 18 | 15 | 15 |
| 5歳児 | 11 | 17 | 18 |
| 合計 | 43 | 48 | 41 |

※5月1日入園者数

②放課後児童クラブ(学童保育)

放課後児童クラブは、こどもの人口は減少していますが、利用者は減少することなく、毎年度60人台で推移しています。令和6年度は64人が利用しています。

放課後児童クラブの利用児童数の推移

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 1年生 | 17 | 19 | 14 |
| 2年生 | 14 | 14 | 19 |
| 3年生 | 6 | 14 | 13 |
| 4年生 | 9 | 4 | 9 |
| 5年生 | 13 | 7 | 5 |
| 6年生 | 6 | 10 | 4 |
| 合計 | 65 | 68 | 64 |

※4月1日登録児童数

(5)その他の状況

①児童扶養手当の支給状況

児童扶養手当の資格世帯数はおおむね減少傾向にあり、令和5年度には47世帯となっています。またそのうちの支給世帯数もおおむね減少傾向にあり、支給率は80%台で推移しています。

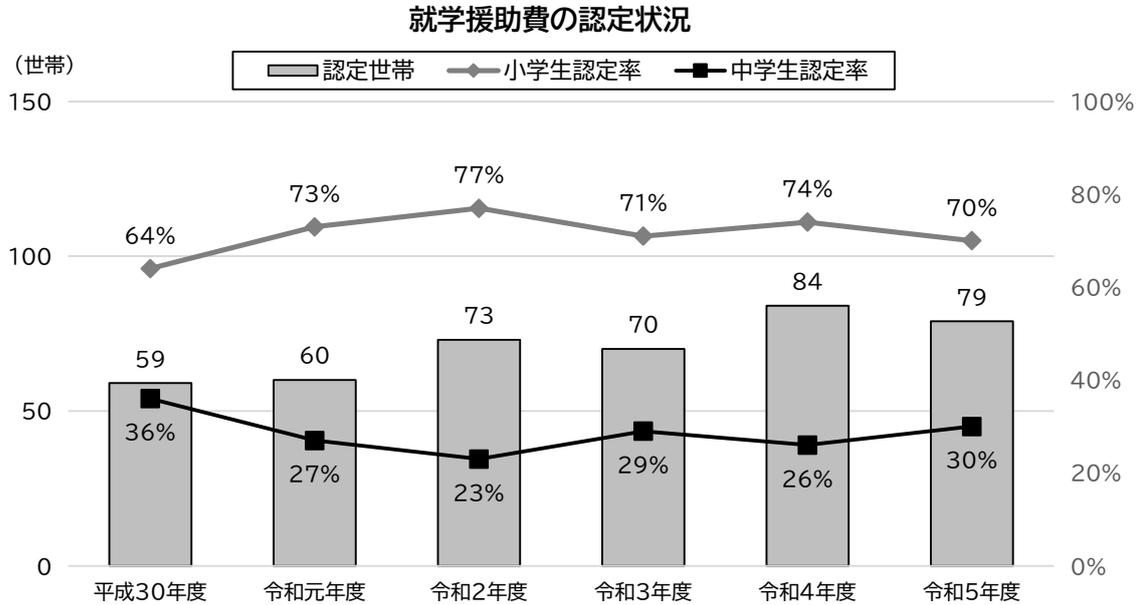
児童扶養手当の支給状況

| 単位:世帯 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 資格世帯数 | 64 | 53 | 59 | 54 | 50 | 47 |
| 支給世帯数 | 56 | 47 | 52 | 44 | 42 | 40 |
| 全部支給 | 19 | 26 | 30 | 23 | 22 | 20 |
| 一部支給 | 37 | 21 | 22 | 21 | 20 | 20 |
| 支給率 | 87.5% | 88.7% | 88.1% | 81.5% | 84.0% | 85.1% |

出典:久万高原町

②就学援助費の認定状況

就学援助の認定世帯数は、平成30年度以降では令和4年度が最も多く、84世帯となっています。こどもの数は減少傾向にありますが、認定世帯数はおおむね増加傾向にあります。また、小・中学生の認定率は、小学生は70%前後、中学生は30%前後で推移しています。



出典:久万高原町

③児童相談の状況

養護相談のうち、児童虐待に関する相談は5件以下で推移しています。

養護相談件数の推移

| 単位:件 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童虐待相談 | 4 | 5 | 3 | 5 | 2 | 5 |
| その他相談 | 0 | 2 | 4 | 1 | 0 | 0 |

出典:久万高原町

④障害児福祉サービス利用状況

障害児福祉サービスの利用状況は、次のとおりです。

障害児福祉サービス利用の推移

| 単位:件 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 利用人数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 放課後等デイサービス 利用人数 | 1 | 2 | 2 | 4 | 3 | 3 |

出典:久万高原町

第2節 アンケート調査にみる現状

(1)調査の概要

本計画の策定に当たり、本町のこども・子育て世帯の生活実態や動向、ニーズ等を把握、分析することを目的にアンケート調査を実施しました。概要は次のとおりです。

◆ アンケート調査の概要

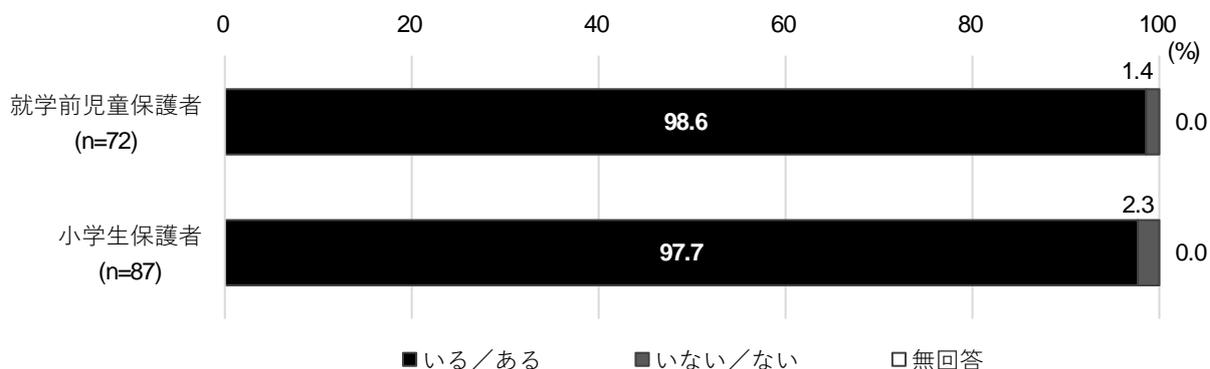
| 調査対象者 | | 配布数 | 有効回答数 | 有効回収率 | 調査形態 |
|-------|--------------|-----|-------|-------|-----------------------|
| 保護者調査 | ① 就学前児童保護者 | 182 | 72 | 39.6% | 調査票による回答 もしくはWEB回答 |
| | ② 小学生保護者 | 215 | 87 | 40.5% | |
| こども調査 | ③ 小学生(5・6年生) | 67 | 59 | 88.1% | WEB回答 |
| | ④ 中学生 | 123 | 110 | 89.4% | |

(2)保護者調査

①相談できる人や場所

問:こどものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所は誰(どこ)ですか。

ほぼすべての回答者が「いる/ある」と回答しており、悩みや不安を相談する相手がいる人がほとんどですが、誰にも相談できない人もゼロではありません。

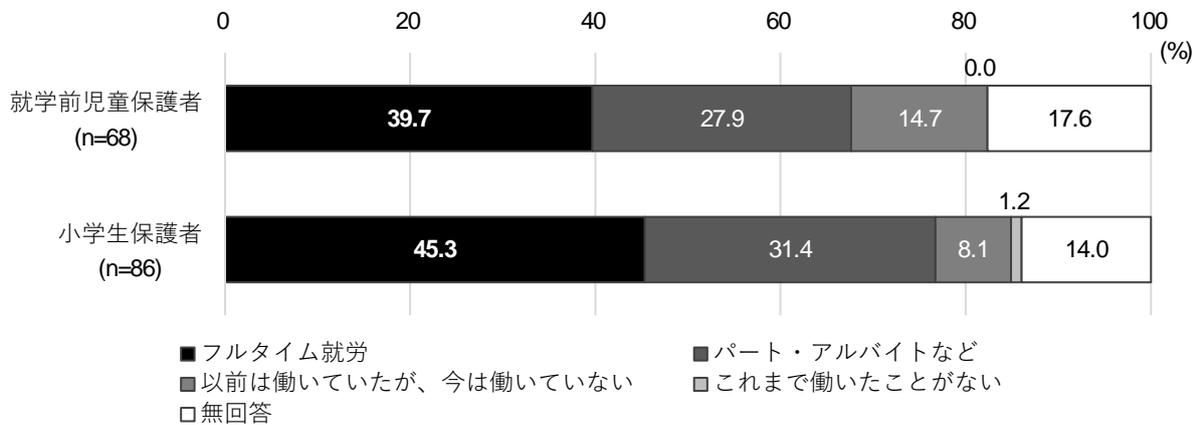


※「そのような相手・場所はない」を選択した人(いない/ない)とそうでない人(いる/ある)に分類しています。

②就労状況(母親)

問:就労形態についてお答えください。(単数回答)

いずれも「フルタイム就労」の割合が最も高く、就学前児童保護者が約4割、小学生保護者が約5割となっています。



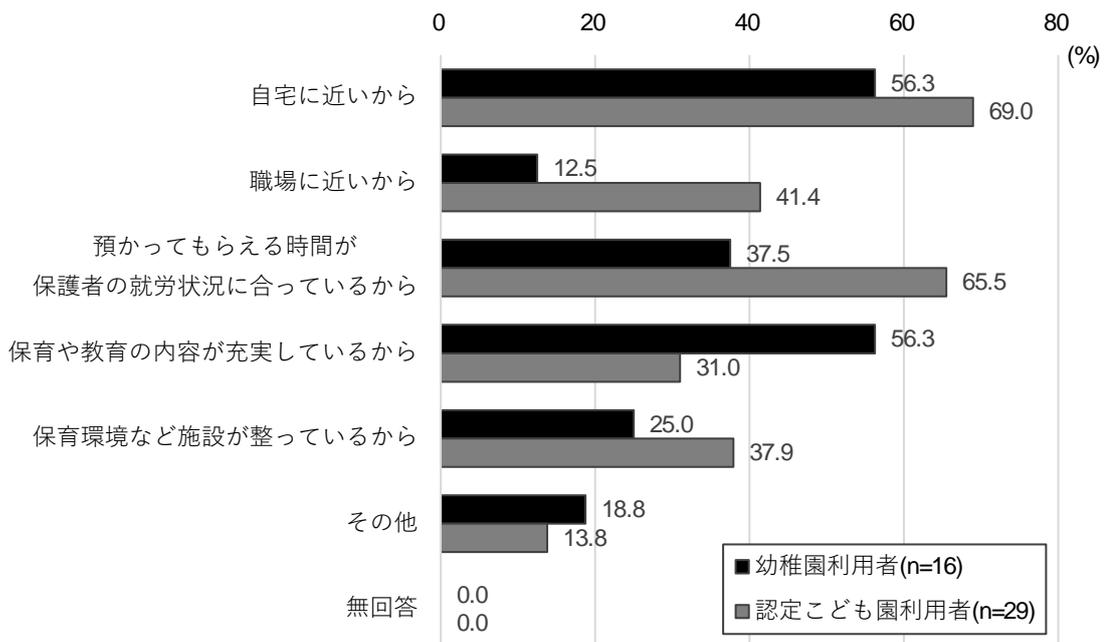
③教育・保育施設の利用

問:ご利用の通園施設を選んだ理由は何ですか。主な理由をお答えください。

(複数回答)

※幼稚園、認定こども園を利用している人を対象とする設問

施設を選んだ理由を利用施設ごとにみると、幼稚園利用者は「自宅に近いから」と「保育や教育の内容が充実しているから」の割合が最も高くなっています。認定こども園利用者は「自宅に近いから」の割合が最も高く、次いで「預かってもらえる時間が保護者の就労状況に合っているから」の割合が高くなっています。

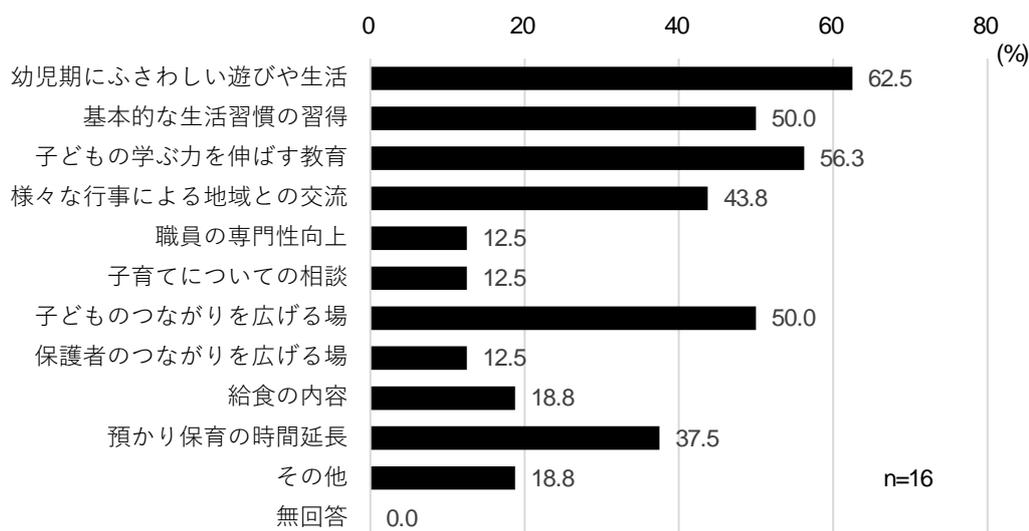


④今後の幼稚園に望むこと

問：幼稚園に今後充実してほしいことは何ですか。（複数回答）

※幼稚園を利用している人を対象とする設問

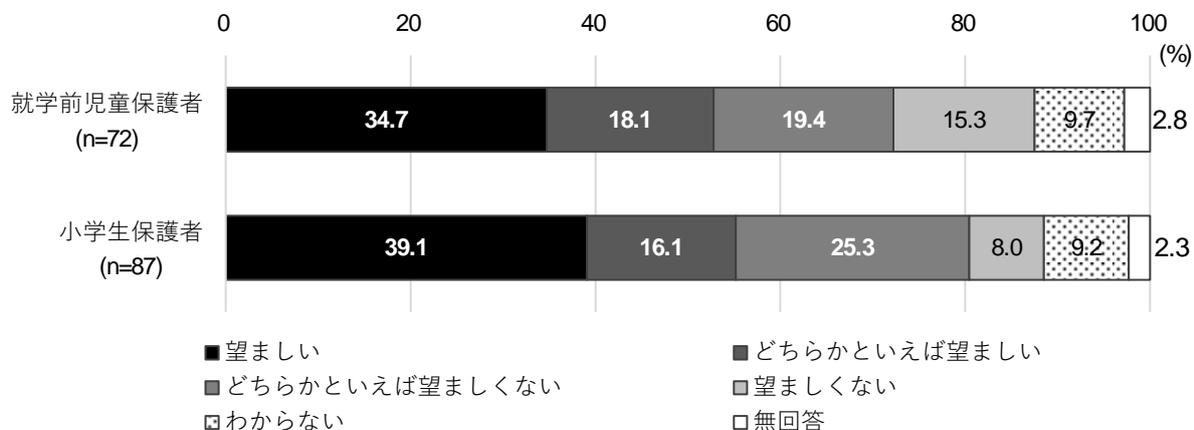
「幼児期にふさわしい遊びや生活」の割合が最も高く、次いで「子どもの学ぶ力を伸ばす教育」の割合が高くなっています。全体的に、保護者を対象にしたものより、こども自身への取組みの充実が求められています。



⑤小学校区の設定について

問：現在、久万高原町では9つの小学校区で、それぞれの地域に幼稚園・小学校を設置しています。そのことを望ましいと思いますか。（単数回答）

現状を望ましいと回答した割合（「望ましい」と「どちらかといえば望ましい」の合計）は、就学前児童保護者が約5割、小学生保護者が約6割となっています。全体として、望ましいと回答した割合が半数を超えています。

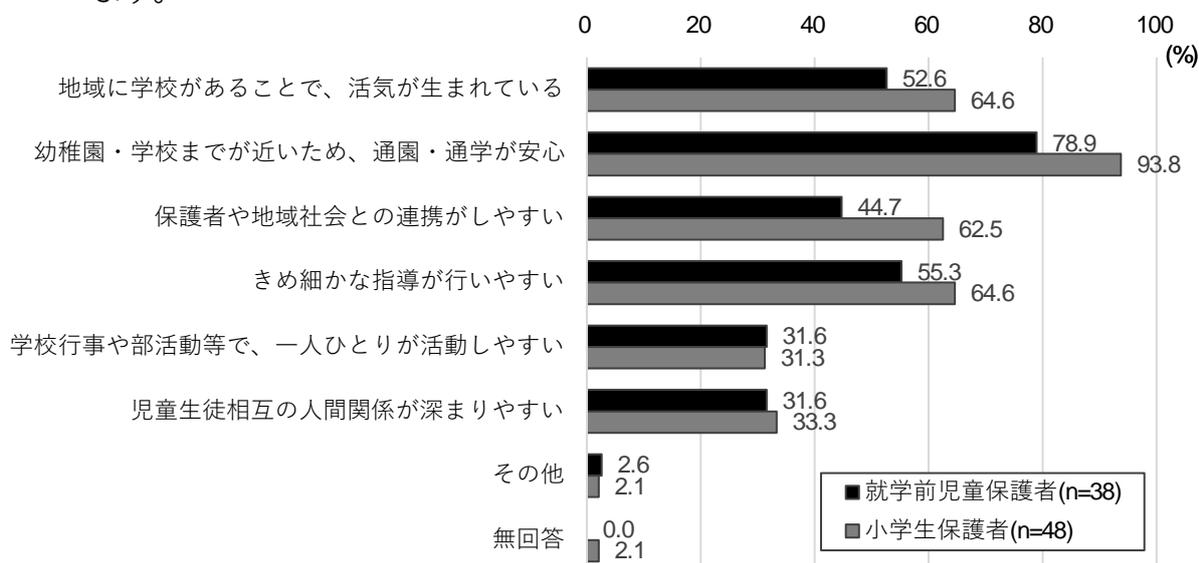


⑥小学校区が望ましいと思う理由

問：望ましいと思う理由をお答えください。(複数回答)

※小学校区の設定を「望ましい」、「どちらかといえば望ましい」と考える人を対象とする設問

いずれも、「幼稚園・学校までが近いため、通園・通学が安心」の割合が最も高くなっています。

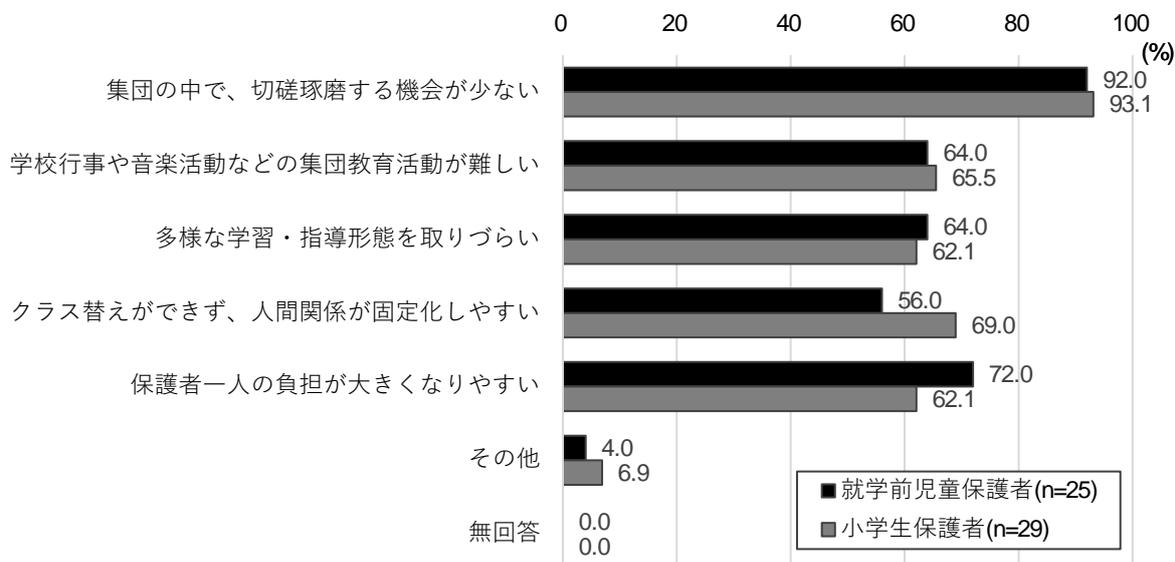


⑦小学校区が望ましくないと思う理由

問：望ましくないと思う理由をお答えください。(複数回答)

※小学校区の設定を「望ましくない」、「どちらかといえば望ましくない」と考える人を対象とする設問

いずれも、「集団の中で、切磋琢磨する機会が少ない」の割合が最も高くなっています。

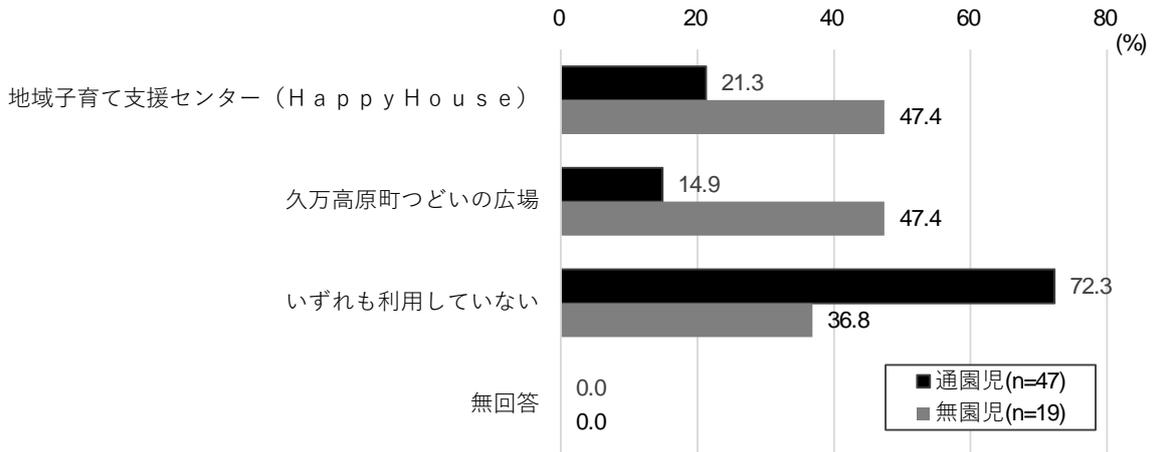


⑧子育て期の親子の居場所

問：現在、以下の施設を利用していますか。(複数回答)

幼稚園・認定こども園を利用している通園児は、「いずれも利用していない」が約7割となっている一方、幼稚園・認定こども園を利用していない無園児は、「いずれも利用していない」が約4割となっており、「地域子育て支援センター(HappyHouse)」が約5割、「久万高原町つどいの広場」が約5割となっています。

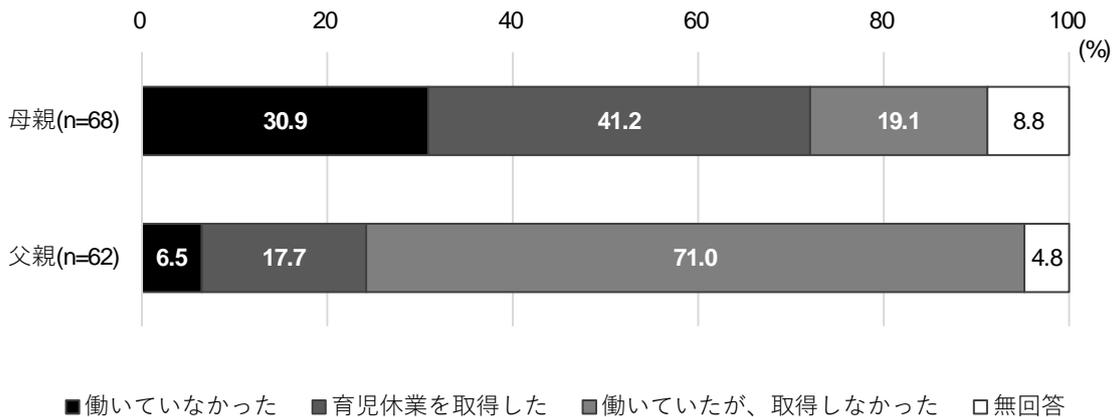
特に無園児にとって、いずれも重要な拠点として機能していることがうかがえます。



⑨育児休業取得状況

問：お子さんが生まれたとき、育児休業制度を利用しましたか。(単数回答)

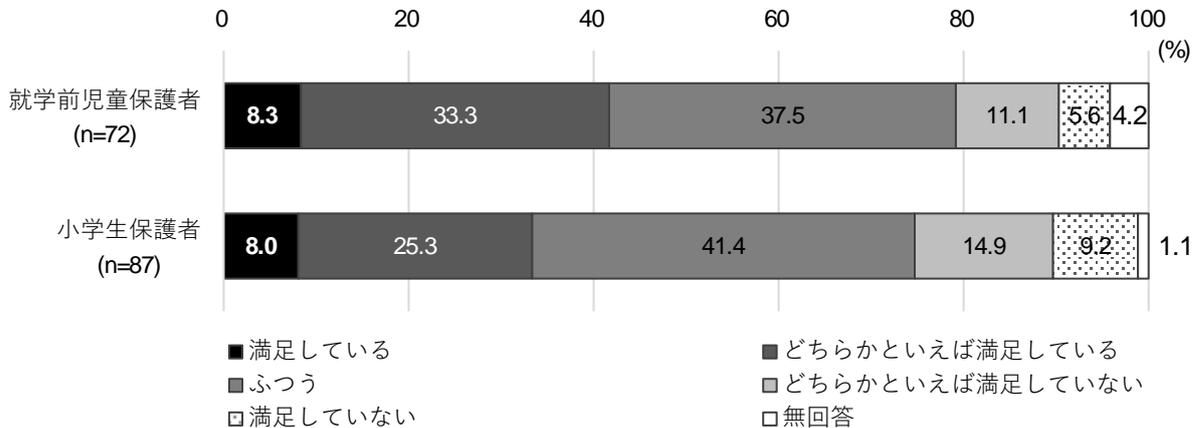
母親の育児休業取得率は約5割、父親は約1割となっています。



⑩子育て環境への評価

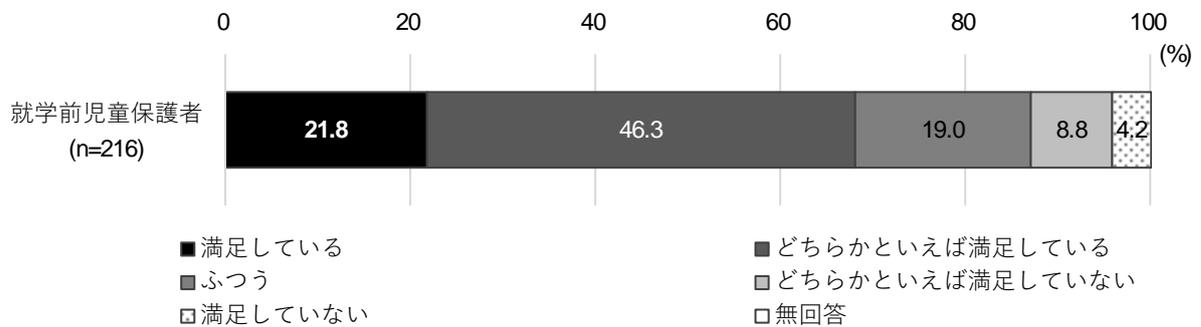
問：久万高原町の子育て環境や支援への満足度についてお答えください。(単数回答)

肯定的な回答の割合(「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)は、就学前児童保護者が約4割、小学生保護者が約3割となっています。また、否定的な回答の割合(「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の合計)は、小学生保護者のほうが高くなっています。



[前回調査]

今回調査と前回調査と比較すると、就学前児童保護者の肯定的な回答の割合は大きく減少しています。

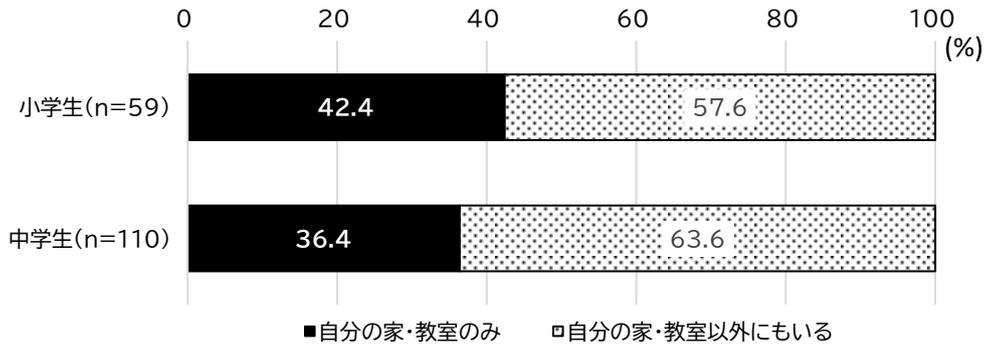


(3)こども調査

①こどもの居場所

問：月曜日から金曜日の放課後、あなたはどこにすることが多いですか。

自分の家や教室以外に居場所のないこども（「自分の家・教室のみ」）が、小・中学生いずれも約4割となっています。



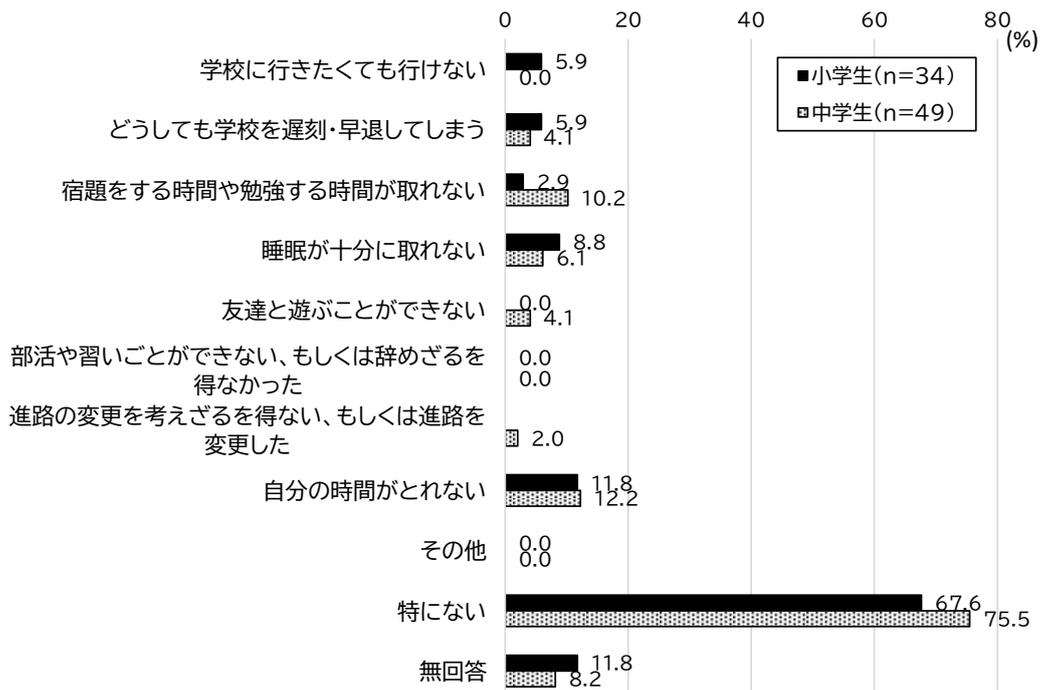
※「自分の家」「学校の教室」以外を選択した人とそうでない人に分類しています。

②ヤングケアラー

問：家のことや家族のお世話をすることで、次のようなことはありますか。（複数回答）

※家事や家族の世話を「している」と回答した人を対象とする設問

ヤングケアラーの明確な定義はないものの、家事や家族の世話で「進路の変更を考えざるを得ない～」と回答した人がおり、いわゆるヤングケアラーと考えられる状況にあるこどもはいると考えられます。



※「進路の変更を考えざるを得ない～」は中学生のみの選択肢。

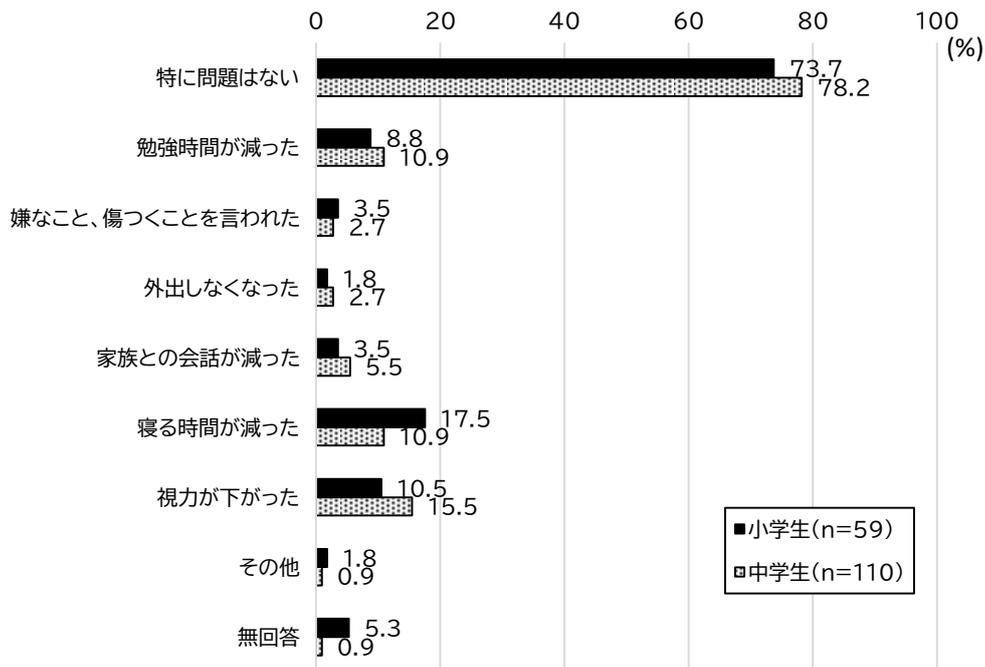
③インターネット・ゲームに関すること

・インターネットの弊害

問：インターネットの使用により、問題は起こっていますか。(複数回答)

※インターネットを利用している人を対象とする設問

「特に問題はない」と回答したのは、小学生の約7割、中学生の約8割となっています。小学生の抱える問題で最も多いのは「寝る時間が減った」となっており、生活リズムの乱れにつながっています。中学生の抱える問題で最も多いのは「視力が下がった」となっています。

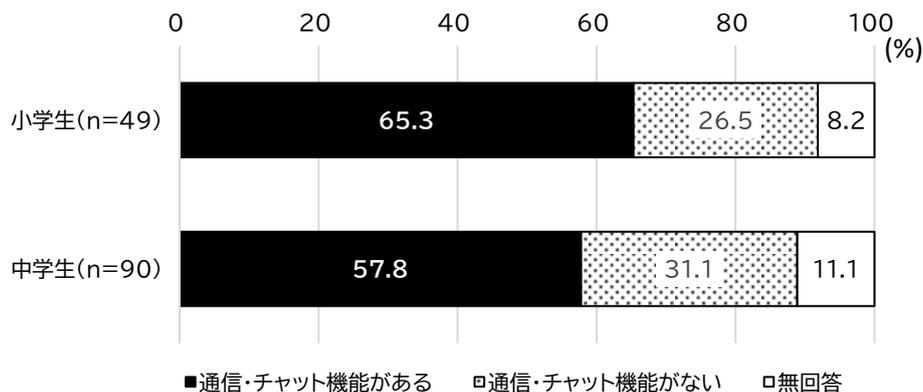


・ゲームの通信等の機能

問：あなたが、今年特に時間をかけてプレイしているゲームのタイトルをお答えください。

(記述回答) ※ゲームをしている人を対象とする設問

小学生がプレイするゲームのうち「通信・チャット機能がある」が約7割、中学生がプレイするゲームのうち「通信・チャット機能がある」が約6割となっており、小学生のほうが通信等の機能があるゲームをプレイしている割合が高くなっています。

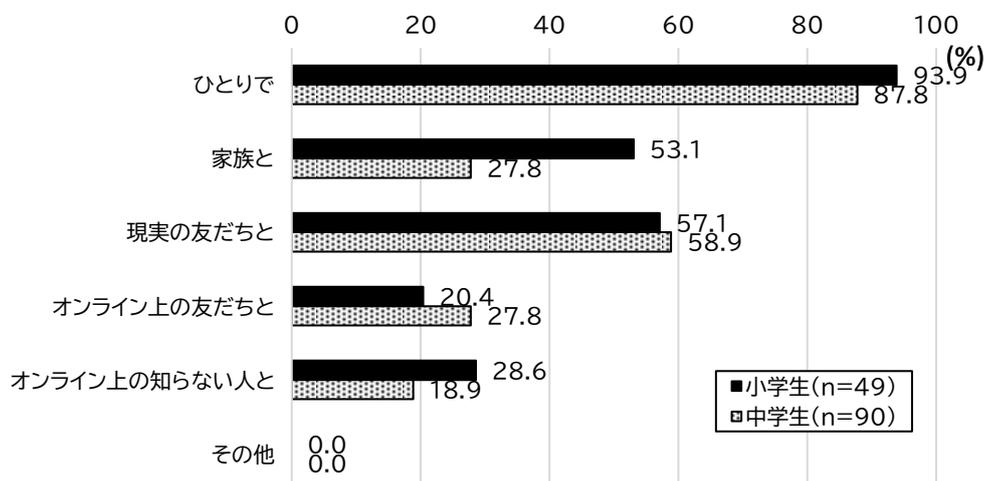


・ゲームをする相手

問：ゲームは誰としていますか。(複数回答)

※ゲームをしている人を対象とする設問

小・中学生ともに、「ひとりで」と回答した人が約9割を占めています。「オンライン上の知らない人と」と回答したのは、中学生よりも小学生が多くなっています。

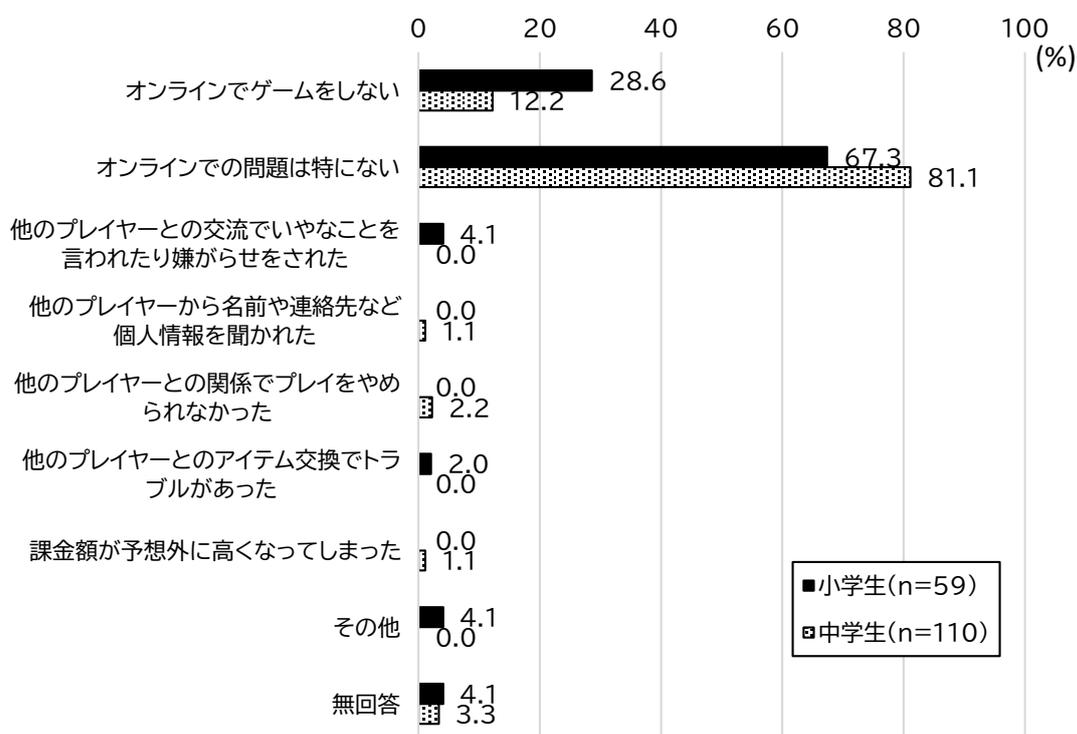


・ゲームに関するトラブル

問：ゲームをオンラインでプレイすることにより、問題は起こっていますか。(複数回答)

※ゲームをしている人を対象とする設問

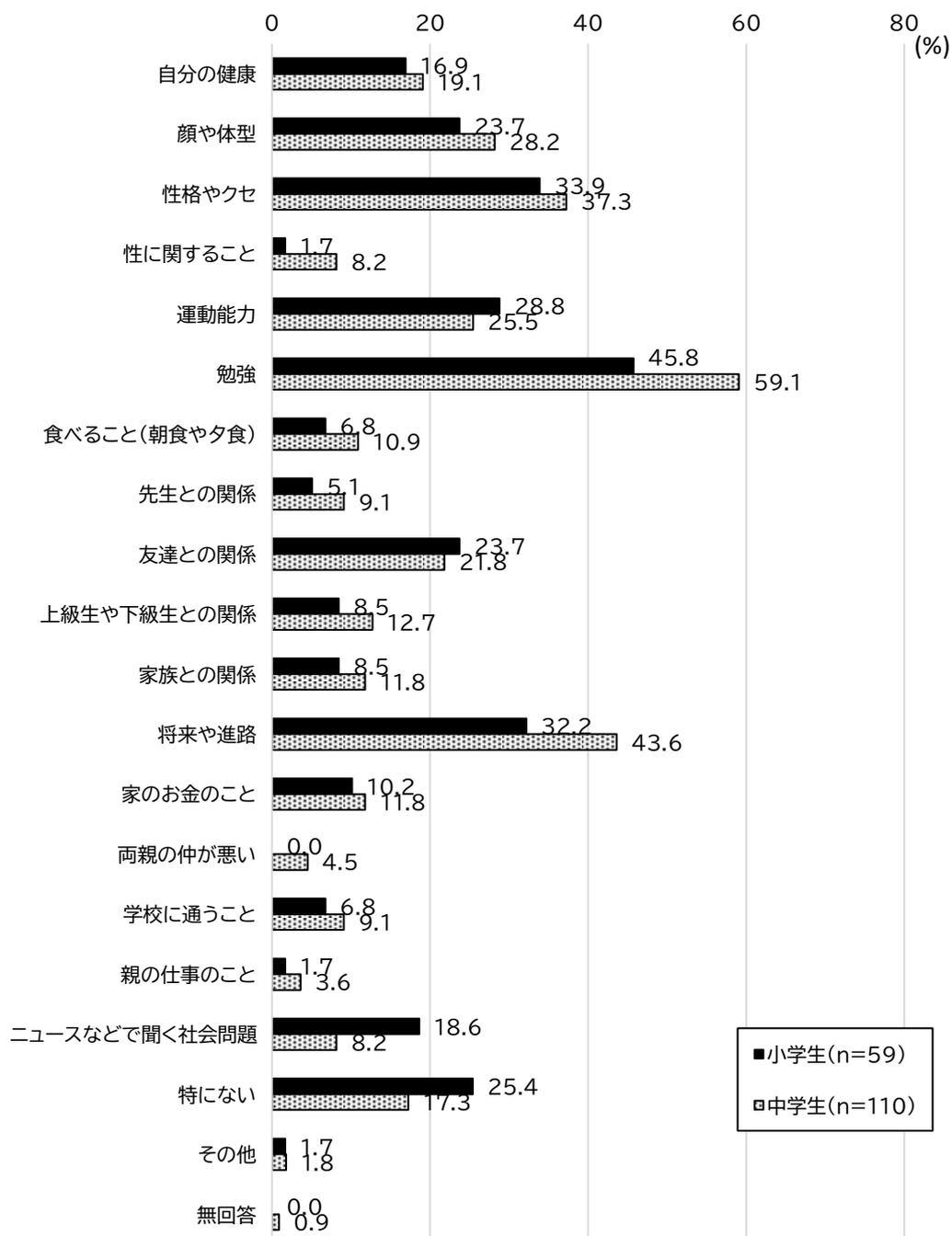
小・中学生とも「オンラインでの問題は特にない」の割合が最も高くなっていますが、問題が起こっている人もわずかにみられます。



④こどもの不安・悩み

問：今、不安に感じたり、悩んだりしていることはどんなことですか。(複数回答)

小・中学生いずれも「勉強」の割合が最も高くなっています。次いで、小学生は「性格やクセ」、中学生は「将来や進路」の割合が高くなっています。

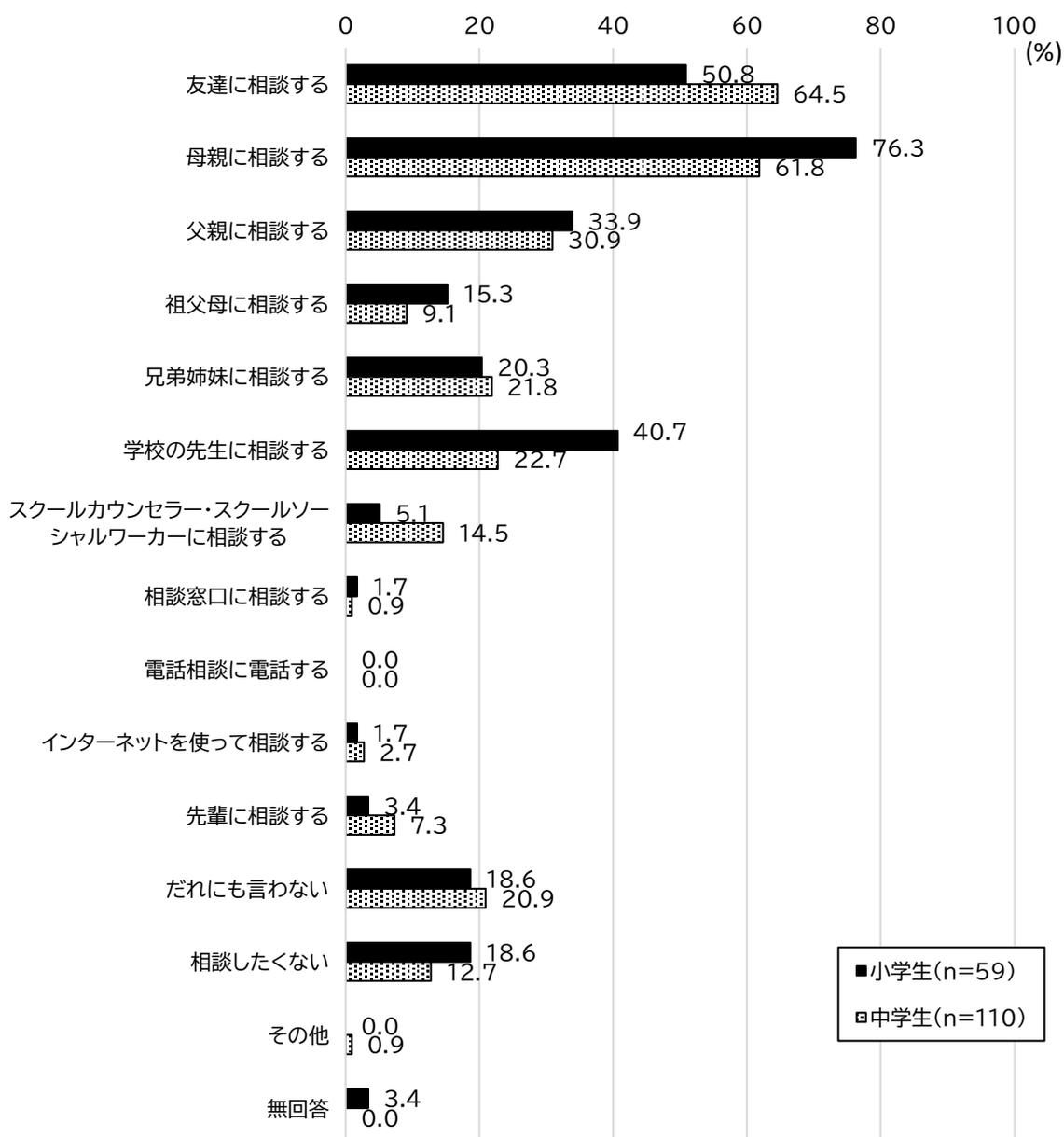


⑤不安・悩みの相談相手

問：あなたは、不安や悩みがあったとき、どうしていますか。(複数回答)

小学生は「母親に相談する」の割合が最も高く、次いで「友達に相談する」の割合が高くなっています。中学生は「友達に相談する」の割合が最も高く、次いで「母親に相談する」の割合が高くなっており、中学生になると友達に相談する傾向が強くなっています。

また、「だれにも言わない」の割合は小・中学生とも約2割、「相談したくない」の割合は小学生が約2割、中学生が約1割となっています。

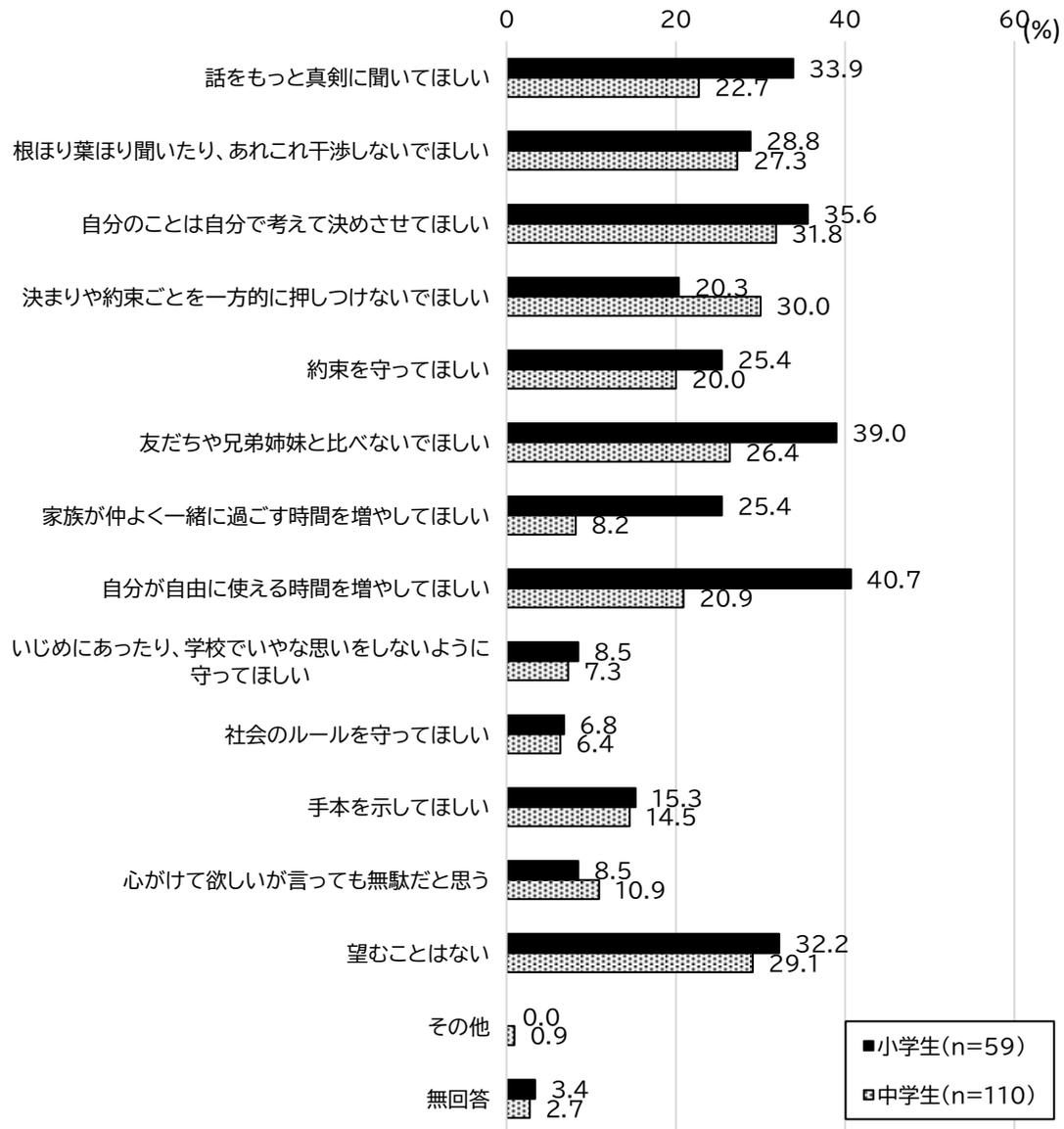


⑥おとなに望むこと

問：おとなに心がけてほしいことは何ですか。(複数回答)

小学生は「自分が自由に使える時間を増やしてほしい」の割合が最も高く、次いで「友だちや兄弟姉妹と比べないでほしい」の割合が高くなっています。

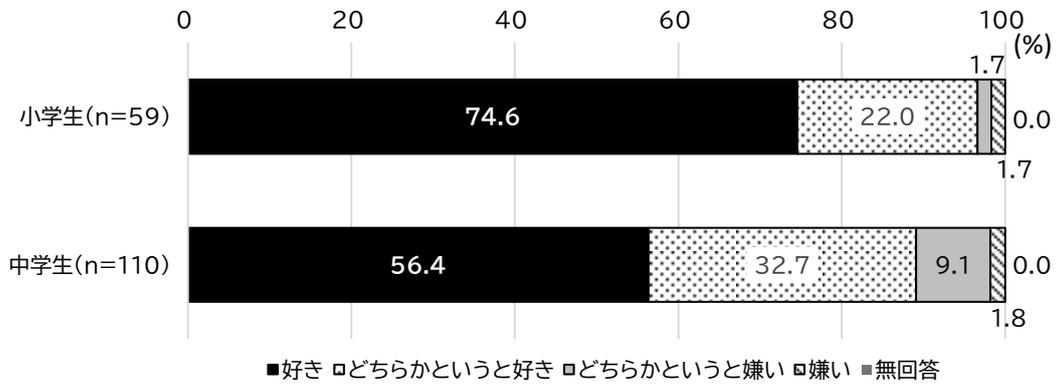
中学生は「自分のことは自分で考えて決めさせてほしい」の割合が最も高く、次いで「決まり事や約束ごとを一方向的に押しつけないでほしい」の割合が高くなっています。



⑦久万高原町への愛着

問：あなたは久万高原町が好きですか。(単数回答)

「好き」の割合が小学生では約7割、中学生では約6割、「どちらかという好き」を加えると、小学生ではほぼ全員、中学生では約9割となっています。



第3節 第2期計画の主な取組み

第2期計画は、令和2年度から令和6年度を期間として、次の施策体系のもとで施策を推進していました。

<基本理念>

子ども・親・地域 共に育ち支え合う 久万高原

<基本目標>

1. 子どもの生きる力を
育成します

<基本施策>

- (1) 遊び場・子どもの居場所づくり
- (2) 健全育成・いじめ・不登校対策
- (3) こころと体の健康づくり
- (4) 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進
- (5) 人間性や個性を育む環境整備
- (6) 障がい児支援

2. 子育て家庭を応援します

- (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 相談支援・情報提供
- (3) 地域における多様な保育ニーズ等への対応
- (4) 児童虐待防止対策
- (5) 家庭の教育力の向上
- (6) 子どもの未来応援(子どもの貧困対策)

3. 地域の良さを活かした
連携を推進します

- (1) 安全・安心なまちづくり
- (2) 仕事と子育てが両立できるまちづくり
- (3) 人材育成・子育て支援
- (4) 地域で育てる体制づくり
- (5) 木育の推進

基本目標・基本施策ごとの主な取組みは次のとおりです。

基本目標1 子どもの生きる力を育成します

①遊び場・子どもの居場所づくり

就学前児童の居場所としては、「地域子育て支援センター(HappyHouse)」と「久万高原町つどいの広場」を実施しており、アンケート調査にもみられる通り、無園児とその保護者のための重要な居場所となっています。

小学生に対しては、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を実施しており、現状では待機児童は出ていません。単に居場所だけではなく、多様な体験もできるように取組みを推進しています。

また中学生以上に対しても、児童館(放課後児童クラブと同じ施設)を実施しています。令和4年度より、中学生以上を対象としたこども食堂を年に数回実施しています。

こどものための地域の遊び場の確保のために、公園の遊具の維持・管理や園庭・校庭の開放を実施しています。

②健全育成・いじめ・不登校対策

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、小・中学校の生徒・保護者・教職員への相談支援を実施しました。また、各校の「いじめ防止基本方針」の見直しを行い、地域総がかりでいじめ問題に取り組む体制づくりを推進しました。

県主催のオンライン授業「えひめいじめ STOP! デイ」を小・中学校で実施するなど、県とも連携し、取り組んでいます。

③こころと体の健康づくり

保健センターにおいては、乳幼児の健康保持及び増進のため、保護者への相談支援を行っています。

また、小・中学校においては、栄養教諭や養護教諭、保健センターとの連携等により、規則正しい生活習慣やこころの健康に関する支援を行っています。

④子どもの心身の育ちを助ける食育の推進

保健センターにおいては、乳幼児健診や赤ちゃんすくすく相談、食育教室の機会に、規則正しい食習慣やバランスのよい食事等についての啓発を行っています。

小・中学校においては、学校給食を通じて、バランスのよい食事や地元食材についての啓発を実施しています。

⑤人間性や個性を育む環境整備

図書館が町内の小・中学校と連携しており、移動図書館の巡回等により、すべてのこどもの読書機会の創出に取り組んでいます。

コロナ禍においても実施の難しかったスポーツ活動について、徐々に再開しており、こどものスポーツの機会の創出に努めています。

⑥障がい児支援

幼稚園・認定こども園に対して、専門家による指導・助言等が受けられる巡回訪問を定期的実施しており、園児・児童・生徒や職員に対して支援を行っています。発達支援に関する保護者との情報交換会やペアレントメンター養成講座を実施し、地域における共感的なサポート体制の構築に努めています。

基本目標2 子育て家庭を応援します

①切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援

妊娠期からの伴走型相談支援に取り組んでおり、妊娠8か月ごろにすべての妊婦を対象としたアンケートを実施し、実態を把握するとともに、訪問または来所による相談支援を実施しています。

また、生後4か月までにすべての産婦に対して訪問を行うとともに、乳幼児健診、赤ちゃんすくすく相談等の機会をとらえて、育児に係る不安や悩みを把握し、必要な支援につなげています。

乳幼児健診では、こどもの身体発育状況の確認や病気の早期発見に努めています。保健センター・教育委員会との連携で5歳児健診を実施しており、言語理解や社会性の発達状況や集団生活での適応状況を確認し、生活習慣や育児に関する助言、就学に向けて特性に応じた支援を行っています。

②相談支援・情報提供

子育て世代包括支援センター(保健センター)により、妊娠中や産後の体調、育児に関することなどについて、切れ目ない相談体制にて支援を行っています。

また、子育てハンドブックやホームページを通じて、町内の子育てに関連する情報を発信しています。

③地域における多様な保育ニーズ等への対応

地域子ども子育て支援事業を推進しており、特に第2期計画期間においては、幼稚園の預かり保育の利用が増加しており、令和5年には幼稚園全体で預かり保育の利用が64%となっています。

④児童虐待防止対策

定期的に要保護児童対策地域協議会を実施しており、多職種により、支援が必要なケースの情報共有・対応検討を行っています。また、広報やホームページ、関係機関と連携しながら、住民に対して児童虐待に関する啓発を実施しています。

⑤家庭の教育力の向上

家庭教育支援チーム「Happy サポート」が、地域子育て支援センターを拠点として活動しており、家庭教育や子育てに関する相談支援や学習会・講座を実施しています。また、必要に応じて学校や地域を訪問し、相談支援等を実施しています。

⑥子どもの未来応援(子どもの貧困対策)

国の医療費助成や県のおむつ購入補助に、本町独自の支援を加えることで、充実した費用助成を行っています。また、保育料についても、国の基準額よりも細分化し、より負担軽減が図られるよう支援制度を整備しています。

児童館における子ども食堂や、社会福祉協議会とゆりラボが共同で、悩みを抱えているこどもや保護者対象の保健室や地域食堂を開催しています。

基本目標3 地域の良さを活かした連携を推進します

①安全・安心なまちづくり

LED防犯灯の設置促進やガードレールの新設等、防犯や交通事故における地域の安全性を高めました。

②仕事と子育てが両立できるまちづくり

県主催の意識啓発講座への住民の参加促進を図りました。また、行政職員の労働時間短縮や育児休業取得促進に努めました。

③人材育成・子育て支援

町内6つの地域運営協議会(面河地区、西谷地区、仕七川地区、美川南地区、黒藤川地区、柳井川地区)において、子育て支援を含めた地域課題の解決に取り組んでいます。特に面河地区・仕七川地区においては、PTA や地域運営協議会等による「児童の放課後預かり支援」が実現しており、地域主体の放課後対策が推進されています。

④地域で育てる体制づくり

面河・父二峰・美川小学校の3校において地域学校協働活動推進事業を実施しており、登下校の見守りやふるさと学習、環境美化活動を、地域とともに実施しています。また、県の事業を活用し、専門性の高い講師を招いた勉強会を実施し、コミュニティスクール等の、地域における学校のあり方を検討しています。

⑤木育の推進

赤ちゃんすくすく相談時に、9～10か月児へ木のおもちゃ等をプレゼントするとともに、町内の幼稚園・認定こども園に木のおもちゃを寄贈しています。また、林業まつりにて、木育キャラバンを招へいし、町内外の親子に木育体験活動を行いました。

第4節 法・制度の主な動向

こども・子育て支援に関わる新たな国の法・制度の改正等の動向については、次のとおりです。

①「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定

少子化、人口減少に歯止めがかからない中で、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況が深刻になっていることを鑑み、令和3年度に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が策定されました。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組み・政策を我が国社会の真ん中に据えた社会(こどもまんなか社会)にすることを目指しており、その新たな司令塔として、「こども家庭庁」を設置することが定められました。

これに基づき、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足しました。

②「児童福祉法」等の改正

児童虐待相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯の課題が顕在化している状況を踏まえ、子育て家庭や養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた施策を推進するため、令和4年度に児童福祉法等が改正されました。

この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となりました。

③「成育医療等基本方針^{※1}」の改定

平成30年に成立した成育基本法^{※2}に基づく成育医療等基本方針(令和3年2月閣議決定)について、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置に関連して、令和5年度に改定が行われました。妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に対し、「こども家庭センター」をコーディネーターとして多職種連携による支援を推進することとされています。

※1 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

※2 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

④「こども基本法」の施行

令和3年度の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を受け、こども政策の新たな考え方を盛り込んだ法律として、令和5年4月1日に施行されました。日本国憲法及び子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、こども施策の総合的な推進を目的としています。

年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保や、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

さらに、市町村は、国の大綱を勘案して、こども施策についての計画(市町村こども計画)を定めるよう努めるものとされています。

⑤「こども大綱」の閣議決定

「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

⑥「こども未来戦略」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられました。また、今後3年間の集中取り組み期間において実施すべき「加速化プラン」の内容も示され、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれました。

⑦「こどもの居場所づくりに関する指針」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しているため、こどもが生きていくうえで居場所があることは不可欠とされています。地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等が示されました。

なお、本指針では、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められています。

⑧「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の閣議決定

こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」にならないように、すべてのこどもの「はじめの100か月」を社会全体で支援・応援するため、令和5年12月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が策定されました。

本ビジョンでは、地方公共団体は、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

⑨「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

「こども大綱」に基づき、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更され、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと」等、解消すべきこどもの貧困が具体的に示されました。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

こどもにとって、生まれ育つ家庭や地域は、自己を形成する土台となるものであり、かけがえのない大切なものです。

「こども基本法」では、日本国憲法と子どもの権利条約の精神にのっとり、こどもや若者が自分らしく幸せに成長し、暮らすことのできる社会の実現を目指しています。したがって、本町の推進すべきこども施策とは、こどもの思いや育ちを尊重しながら、すこやかな成長の基礎となる家庭や地域を支えることであると考えます。

「第2期久万高原町子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・親・地域 共に育ち支え合う 久万高原」を基本理念に決めました。しかし、コロナ禍により地域社会が疎遠になり、物価高等の経済状況の変化により家計が厳しくなるなど、こどもを支える家庭・地域の状況は変化しています。

本計画では、あらためてこどもを施策の中心と考え、組織体制やネットワークの整備、施策の展開に当たっては、こどもの権利擁護や最善の利益実現のために実施するものであることを念頭に取り組みます。

こうした考えのもと、本計画では次のとおり基本理念を掲げます。

■基本理念

こどもの思いを尊重し すこやかな成長を支えるまち

久万高原

第2節 基本的な視点

計画を推進するに当たり、本計画では子どもの権利条約の4つの原則を基本的な視点とします。

視点1 こどもがいかなる差別も受けないこと

すべてのこどもは、性、障害の有無、経済状況等、多様な属性を持ちますが、いかなる理由であっても差別されることなく、おとなと同等のすべての権利を保障します。

視点2 こどもの最善の利益が考えられること

こども支援を考えるに当たっては、「こどもの最善の利益」であることを常に念頭に置き、おとなや社会の都合の支援になっていないかを常に問う必要があります。たとえば習い事をするのがそのこどもにとって将来役に立つとおとなが考えても、こどもに望まない活動を押しつけるような結果になっては意味がありません。あくまでも、こども自身の意思をくみとり、こどもの最善の利益が尊重されなければなりません。

視点3 こどもの命を守り成長が支えられること

すべてのこどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、福祉・保健・教育、経済支援等、社会的支援が整備されている必要があります。虐待やいじめなどでこどもが命を落とすことのないよう、地域社会の支援ネットワークを確立することや、家庭の経済状況のためにこどもの将来の選択肢が制限されることのないよう、貧困対策を展開することなど、これまでの取組みのさらなる強化を図る必要があります。

視点4 こどもの意見が尊重されること

こどもは自分に関係のある事柄すべてについて、おとなと同様に意見を表明することができます。またその意見表明が「意味のある参加」となるように、意見を言える環境や、意見を政策に反映する仕組みが整備されている必要があります。

第3節 基本目標

これまでの本町の取組みを継承しながら、こどもの権利を守るための基本的な4つの視点のもと、施策を推進します。そのためには、行政だけでなく子育て家庭や地域がこどもの権利についての理解を深め、こどもの意見も取り入れながら、こども施策を展開する必要があります。

本計画の施策は「こども」、「子育て家庭」、「地域」を主な支援対象とした3つの柱のもとで、施策体系を構成します。

基本目標1 のびのびと育ち、活動する環境づくり

こどもがのびのびと育つためには、こども自身が望む遊びや学びの環境が必要です。また、様々な人との出会いやふれあいのもとでの多様な体験が、その後の人生の自己肯定感や能力につながります。そのため、こどもが自他を大切に、自立心や社会性を養うことができるよう、こどもの居場所や多様な体験の機会をつくります。

また、養育環境や身体的条件、思想信条等、こどもは生まれや家庭によって様々な属性を持っており、その多くはこどもが選択できるものではありません。どのようなこどもであっても、差別や人権侵害を受けることなく、すこやかな成長ができるよう、包摂的(インクルーシブ)な環境づくりに取り組みます。

加えて、本町の自然環境にこどもが愛着を持てるよう、木育を推進します。

基本目標2 すこやかに産み、育てる体制づくり

母親にとって妊娠や育児は、身体的負担も大きく、様々な不安を感じるものです。保護者のそうした不安は、こどもに伝わり、すこやかな成育に影響してしまうことも考えられます。妊娠期から育児期までの切れ目ない両親に対する支援を行うことで、安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを行います。

また、本町はこれまで地域における多様な子育て支援を展開してきましたが、共働き世帯の増加が進んでおり、保護者がこどもに接する時間はかつてよりも短くなっていると考えられます。そのような中で、こどもにとって最も身近な家庭が安心できる場であるためには、社会的支援が必要です。地域や関係機関が連携しながら、誰もが安心して活用できる子育て支援体制をつくります。

基本目標3 やさしく見守り、声を聴く地域づくり

こどもは社会全体の宝であり、日々のこどもの安全を地域で見守る必要があります。そのため、こども・子育てを支える地域人材の育成やネットワークづくりを推進します。

また、こどもの人権を擁護し、こどもの意見表明の機会確保のためには、住民がこどもの意見の重要性を認識する必要があります。そのため、こどもの権利についての周知を図ります。

こどもも地域社会を構成する一員であり、地域で安心して暮らせるよう、住民による支援体制を整備するとともに、施設利用や災害時に危害が及ぶことのないよう、地域の施設等の安全性を高めます。

第4節 施策の体系

基本目標に基づく基本施策は次に示すものとします。本体系に基づき、各種施策や事業を展開していきます。

<基本理念>

こどもの思いを尊重し すこやかな成長を支えるまち
久万高原

<基本的な視点>

| | |
|-------------------|-----------------|
| こどもがいかなる差別も受けないこと | こどもの最善の利益を考えること |
| こどもの命を守り成長を支えること | こどもの意見を尊重すること |

<基本目標>

I のびのびと育ち、活動する
環境づくり

II すこやかに産み、育てる
体制づくり

III やさしく見守り、声を聴く
地域づくり

<基本施策>

(1)遊び場・子どもの居場所づくり
(2)多様な体験・交流活動の促進
(3)こころと体の健康づくり
(4)健全育成・いじめ・不登校対策
(5)困難を抱えるこどもたちへの支援
(6)木育の推進

(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
(2)相談支援・情報提供
(3)児童虐待防止対策
(4)家庭の教育力の向上
(5)こどもの未来応援(こどもの貧困対策)

(1)こどもの権利の擁護・推進
(2)地域でこどもを育てる体制づくり
(3)安全・安心なまちづくり

第4章 分野別施策の展開

基本目標Ⅰ のびのびと育ち、活動する環境づくり

(1) 遊び場・こどもの居場所づくり

【施策の趣旨・方向性】

アンケート調査結果によれば、放課後に自分の家や教室以外に居場所を持たないこどもが約4割となっていました。こどもの居場所は、こどもが友だちと遊んだり話したり、静かに勉強・読書ができるなど、多様な活動の場として機能するだけでなく、こどもが自分らしくいられる場所を持つことで、後の人生の自己肯定感や能力形成にもつながるものです。

このため、こどもがのびのびと遊べるだけでなく、自分らしくいられる場所として、より多くのこどもが気軽に利用できる遊び場・居場所の充実を図ります。

【施策の展開】

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 児童館活動の推進 | 2 放課後児童クラブの推進 |
| 3 遊び場・こどもの居場所の整備 | |

【具体的施策】

1 児童館活動の推進

本町の児童館（NIKONIKO 館）は、久万こども園、地域子育て支援センター（HappyHouse）と併設されており、多世代のこどもたちが交流できる場としての機能が整備されています。

家族のあり方が変化している中で、すべてのこどもが、友だちやおとなとの交流の中でありのままの自分でいられる場所や安心してくつろぐことのできる場所が必要であり、児童館をこどもがそれぞれの成長段階で、安心していきいきと過ごすことのできる場とします。

また、若者とこどもたちの多世代交流の場や次世代のリーダーとなる人材育成、ひきこもりや不登校児童の社会との接点としての機能等、若者支援の場とします。

| | |
|----------|---|
| 児童館の運営状況 | NIKONIKO 館で実施(放課後児童クラブと同じ施設) |
| | 開所時間 水・木 13:00～17:00 土 9:00～17:00 |

2 放課後児童クラブの推進

就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学生に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。本町では、児童館(NIKONIKO 館)にて本事業を実施しています。

すべての小学生が放課後を安心・安全に過ごし、放課後の活動と交流を通じた学びや体験の場となる居場所づくりを推進するため、放課後こども教室や地域と連携した体験活動を展開します。

| | |
|-------------------|---|
| 放課後児童クラブ の運営状況 | 1か所(NIKONIKO クラブ) 開所時間 平日 学校終了～18:00 土 8:00～17:30 長期休暇期間 8:00～18:00 特別保育として 7:00～8:00、18:00～18:30 も利用可 (別途利用料がかかります) 対象者 小学校1～6年生 利用料 1年生:6,000 円/月 2年生以上:5,500 円/月 |
|-------------------|---|

3 遊び場・こどもの居場所の整備

こどもが身近な地域でのびのびと安心して遊ぶことのできるように、公園や広場の遊具を整備し、地域におけるこどもの遊び場の適切な維持管理に努めます。また、園庭・校庭の開放により、こどもの遊び場の確保に努めます。

加えて、こどもの居場所となる施設や公共施設を活用したこどものためのスペースの充実を図ります。また、こどもが過ごす場所や時間、人との関係性すべてが居場所となり得ますが、その場所を居場所と感ずるかどうかはこども本人が決めるものであるという前提に立って、居場所づくりに取り組みます。

(2)多様な体験・交流活動の促進

【施策の趣旨・方向性】

多感で行動範囲の限られているこども時代に、学習や読書活動、スポーツ・文化芸術活動、社会活動等の様々な体験活動を通じて、社会性を育み、人間性や個性を高めていきます。またそうした体験を通じて、人は感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにすることができます。

こどもたちのための多様な体験機会を創出するとともに、図書館や文化・スポーツ施設等の施設利用を促進することにより、人間性や個性の向上につなげます。

【施策の展開】

- | | |
|----------------|-------------|
| 1 放課後こども教室の推進 | 2 図書館の活用促進 |
| 3 教育・文化施設の活用促進 | 4 スポーツ活動の推進 |

【具体的施策】

1 放課後こども教室の推進

家庭環境の変化により、こどもたちの多様な体験機会の減少が懸念されます。

本町では、放課後児童クラブと連携し、学校・家庭・地域連携推進事業を活用して放課後こども教室を実施しています。また、面河・仕七川小学校においてPTAや地域運営協議会等と連携した放課後こども教室を実施しています。

今後、こどもの自己形成につながる多様な体験活動を推進するために、より多くのこどもが放課後こども教室を利用できるよう、地域と連携しながら取組みを推進します。

| | |
|------|--|
| 実施状況 | 放課後こども教室 3か所 (NIKONIKO 館内、面河小学校、仕七川小学校) |
|------|--|

2 図書館の活用促進

こどもの知識の取得・醸成や豊かな人間性の形成のために、読書は重要です。図書館ではボランティア等と連携しながら、ブックスタート事業や「おはなし会」、町内幼稚園・小学校へのおはなし会出前講座を実施し、幼少期から本の面白さ・楽しさを経験できるように努めます。

また、来館のできない住民に対して、移動図書館車「やまびこ号」の巡回を行い、読書機会の充実に努めます。学校においても図書室の充実に図ったり、読書活動の時間を設けたりすることで、こどもの読書活動の充実に図ります。

町立図書館利用登録者が、広域的に図書館利用ができるよう、まつやま圏域(松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町)の連携も継続します。

| | |
|------------|----------------------------------|
| 町立図書館の運営状況 | 1か所 |
| | 開館時間 9:30～18:00（月曜休館日） |

3 教育・文化施設の活用促進

本町は、美術館、山岳博物館、天体観測館、上黒岩遺跡考古館と、文化施設が充実しています。親子で利用しやすい企画や展示内容を工夫することで、こどもの体験機会や親子の交流機会の創出につなげます。

| | |
|-------------|---|
| 町内文化施設の運営状況 | 美術館 開館時間 9:30～17:00（月曜休館日） |
| | 面河山岳博物館 開館時間 9:30～17:00（月曜休館日） 12～3月は土日祝日のみ開館 |
| | 天体観測館 開館時間 9:30～17:00（月・火曜休館日） 夜間に観望会を開催(予約制) |
| | 上黒岩遺跡考古館 開館時間 10:00～17:00（月曜休館日、12～3月休館） |

4 スポーツ活動の推進

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の活動を通じて、子どもたちがスポーツに親しむ機会を創出します。また、リーダー養成や指導者の育成等を支援し、スポーツを通して地域のつながりを促進し、親子や地域のふれあい・交流を促進します。

(3)こころと体の健康づくり

【施策の趣旨・方向性】

こどもの生命の保持と穏やかな生活の確保のため、一人ひとりのこどもの健康の保持・増進に取り組む必要があります。特に、家庭環境が多様化する中で、それぞれの家庭でのこどもの健康管理も難しくなっています。

こどもが自らの健康に関心を持ち、すこやかに成長できる環境づくりに取り組みます。

【施策の展開】

- | | |
|-------------|----------|
| 1 小児生活習慣病対策 | 2 性教育の推進 |
| 3 こころのケアの充実 | |

【具体的施策】

1 小児生活習慣病対策

将来の生活習慣病の発症を予防するため、幼少期から学童期、思春期、さらには生涯を通じた望ましい生活習慣を身につける健康教育を行います。また、各学校においては、栄養教諭や養護教諭を中心として、健康生活に必要な食事・清潔・睡眠・運動・衣服等についての正しい習慣・態度の育成を推進するとともに、家庭及び社会の健康状態の改善に協力していきます。

2 性教育の推進

近年、インターネットの普及により、子どもたちが性に関する情報にふれる機会がかつてよりも早まっていると考えられます。

望まない妊娠や人工妊娠中絶、出産後の乳幼児虐待等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方や、若いうちから健康管理を促進するプレコンセプションケアの普及啓発に取り組めます。

3 こころのケアの充実

近年、わが国では若年層の自殺も社会的な問題となっており、こどもがSOSを出したり、自らに合った支援を受けたりすることができるよう、教育・保健・福祉分野の連携のもとでの支援が求められます。

困難やストレスに直面したこどもがSOSを出しやすい環境づくりや、関係機関が連携して早期発見・早期支援につなげる体制づくりに取り組みます。

(4)健全育成・いじめ・不登校対策

【施策の趣旨・方向性】

家庭環境の変化の中で、こどもが保護者と接する時間が減少していることが懸念され、こどもが成長していく過程で発生してくる悩みについて、家族以外にも受け止められる地域の体制が求められます。

友だちのこと、家族のこと、勉強や将来等について、不安に感じたり悩んだりしたときに、こども本人が安心して相談できるよう、学校や地域、相談のできる関係機関について情報共有できるよう連携を深めます。

【施策の展開】

1 専門相談員の配置

2 青少年支援のための連携

【具体的施策】

1 専門相談員の配置

本町の久万・美川の両中学校区において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援を実施しています。多様な相談を受けて、早期に関係機関と連携・対応することで、いじめや不登校の防止につなげます。

2 青少年支援のための連携

こどもの不安や悩みが深刻化する前に、地域の関係機関が連携して十分な支援を行う必要があります。

このため、学校・地域・警察が情報共有を行う青少年育成センター会議や、校区別の青少年育成会議を実施します。

(5) 困難を抱える子どもたちへの支援

【施策の趣旨・方向性】

本町の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、発達の遅れを早期に発見し、適切な支援や療育につなげる必要があります。相談支援体制の充実を図るとともに、インクルーシブの理念に基づき、障がい児が地域の幼稚園・認定こども園や学校において、適切に受け入れられる体制を整備します。

障がいのほかにも、子どもは様々な困難を抱えているおそれがあります。アンケート調査においては、ヤングケアラーの疑いのある回答がみられました。こども家庭センターや学校、幼稚園・認定こども園等のこどもに係る機関では、こどもとその家庭に寄り添い、実態把握に努めるとともに、円滑に適切な専門機関と連携することにより、早期対応ができるよう努めます。

【施策の展開】

1 障がい児への支援

2 多様な課題を抱える子どもへの支援

【具体的施策】

1 障がい児への支援

発達の遅れを早期に発見し、適切な支援や療育につなげるために、こどものライフステージに応じた相談支援を充実します。また、乳幼児健診を実施し、成長発達に関する課題の早期発見に努めます。

幼稚園・認定こども園や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れに対し支援を行い、インクルーシブな教育・保育を推進します。また学校においては、教育及び療育に特別のニーズのあるこどもについて、教員の資質向上を図るとともに、特別支援コーディネーターを配置し、効果的な対応を推進します。また、県発達障がい者支援センター等の協力のもと、各学校において専門家による指導・助言等の相談支援の充実に努めます。

また、近年、医療的ケア児[※]への支援が全国的な課題になる中、本町においても支援体制を検討する必要があります。

※医療的ケア児・・・人工呼吸器を装着している障がい児。その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等

2 多様な課題を抱える子どもへの支援

ひきこもりや不登校等、社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者に対し、県や関係機関と連携し支援を行います。

ヤングケアラーに対する理解・認知度向上のため、子どもや保護者、地域に向け、啓発活動を行います。また、子ども自身の相談や、地域や関係機関からヤングケアラーについての情報提供があった場合には、関係機関が情報共有・連携して、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

そのほかにも、子どもに寄り添う相談支援体制をとることで、それぞれの子どもの多様な状況・課題に応じた支援につながるよう努めます。

(6)木育の推進

【施策の趣旨・方向性】

本町は面積の9割近くを山林が占めており、森林は住民にとって最も身近な資源です。便利な時代になり、手間ひまかけた「モノづくり」や人と関わり合うことによる「遊び」や「学び」の大切さ、木や緑に囲まれたゆとりある空間や景観への配慮等、豊かな人間社会の形成に大切な感性や社会性を育む機会、価値観が失われつつあります。

このため、子どもの頃から身近に、木とふれあい、木に学び、木と生きることである「木育」を推進し、郷土への理解や愛着を深めます。

※木育・・・ 幼児期から原体験としての木材との関わりを深め、豊かな暮らしづくり、社会づくり、そして森づくりに貢献する住民の育成を目指す活動。

【施策の展開】

1 ウッドスタート※の推進

2 学校教育における木育の推進

※ウッドスタート・・・ 日本グッド・トイ委員会が展開している「木育」の行動プランのこと。この活動では「木」を真ん中に置いた子育て・子育て環境を整備し、子どもをはじめとするすべての人たちが、木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かに暮らしを送ることができるようにしていく取り組みです。

【具体的施策】

1 ウッドスタートの推進

「ウッドスタート宣言」に基づき、地域資源である木材への徹底したこだわりを持ったまちづくりに取り組むことにより、木材や地域への愛着を醸成します。

新生児に地域でつくられた木製玩具をプレゼントし、「木」を中心に置いた子育て・子育て環境の整備を推進します。こどもをはじめとする全ての人々が、木のぬくもりを感じながら、暮らしの中で木に親しむことができるようにしていきます。

2 学校教育における木育の推進

幼稚園・認定こども園から高等学校につながる教育・保育の中に、「木に親しむための活動」や「緑の少年団活動」等、本町の豊かな自然に触れる活動を積極的に取り入れ、森林を生かした「木育」を通して、郷土を愛する心を育てます。

基本目標Ⅱ すこやかに産み、育てる体制づくり

(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援

【施策の趣旨・方向性】

妊娠早期から出産・育児まで切れ目のない伴走型相談支援を行うことで、母親の育児不安の軽減を図ります。特に初妊婦や出産後に両親の協力が得られないケースなど、強い育児不安につながりやすい場合は、相談支援、産後ケア、健康面での支援等、包括的な支援を行います。

また、こども家庭センターを中心に、関係機関とのネットワークの構築を進め、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

【施策の展開】

1 妊娠期から出産後の支援

2 乳幼児期の支援

【具体的施策】

1 妊娠期から出産後の支援

母子健康手帳交付等の妊娠早期の実態把握・相談支援を行うとともに、妊娠8か月頃からすべての妊婦を対象としてアンケートや面談等を実施し、必要に応じて支援につなぐ伴走型相談支援を推進します。

妊婦教室や相談の場の提供等を積極的に進め、出産やその後の育児に対する不安の軽減を図ります。

また、産後は生活が変化し、産後うつなどの心身の不調に至るリスクが高まりやすいと考えられます。生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、母子の健康や育児に関する相談支援をするとともに、子育て支援に関する情報を提供します。加えて、産後の不調や育児不安に対する相談支援やレスパイトケアのために、産後ケアを推進します。

養育支援の必要性が特に高い家庭に対しては、関係機関と情報共有・連携しながら、個別に支援を行います。

2 乳幼児期の支援

保健師や管理栄養士・歯科衛生士等による、様々な講座を実施します。また、こどもの発育や発達の状態の把握や、健康管理や保健指導を目的に乳幼児健診や家庭訪問・各種相談等を行います。5歳児健診は小学校にあがる前のこどもの困り感を把握する重要な機会であり、適切な支援につながるよう、取り組みます。

予防接種については、出生後、こどもの免疫力が低下していくため、こども自身が免疫力をつける助けが必要となります。予防接種に対する住民の正しい理解を促し、予防接種を推進します。

(2)相談支援・情報提供

【施策の趣旨・方向性】

インターネットで子育てに関する情報が取得しやすい社会になっている反面、様々な情報が氾濫する中で、保護者の悩みや困りごと、こどもの育ちを正しく理解し、必要に応じて本町の支援につなげる体制づくりが必要です。

アンケート調査結果によれば、不安や悩みを相談できる相手がないこどもの割合が高く、学校や地域においてこどもが気がねなく安心して相談できる関係性づくりに課題があることが明らかになっています。

そのため、保護者が適切な支援を利用できるよう相談支援を行うだけでなく、こどもが不安や悩みを抱えこまずに相談ができるように、教育・福祉や地域、関係機関が連携し、こどもとの関係性づくりに取り組みます。

【施策の展開】

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 こども家庭センター | 2 地域子育て支援拠点事業 |
| 3 子育て支援情報の発信 | 4 こどもが相談しやすい関係性づくり |

【具体的施策】

1 こども家庭センター

これまでの役場にあった児童福祉機能と、子育て世代包括支援センター(保健センター)の機能を一体的に運営するこども家庭センターを新たに設置し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への対応まで、切れ目ない相談支援を実施します。

また、スマートフォンで自宅から産婦人科医・助産師・小児科医に気軽に相談できるオンライン相談を実施し、居住地や就労状況等、保護者のそれぞれの状況にあわせた相談支援ができる環境を整備します。

| | |
|--------------|--|
| こども家庭センターの状況 | 1か所(令和7年度開設予定) 児童福祉と母子保健を同じ施設に集約し、こどもに関する相談窓口を一元化します。 |
|--------------|--|

2 地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で交流することを目的とした事業です。精神的な安心感を得ながら、子育てについての相談や情報提供も受けることができる場として運営されています。

町内においては、久万地区の地域子育て支援センター(HappyHouse)と美川地区の久万高原町つどいの広場の2か所で実施しています。

| | |
|----------------|--|
| 地域子育て支援拠点事業の状況 | 地域子育て支援センター(HappyHouse) 開所時間 月・火・金 10:00~15:00 水曜日 10:00~13:00 木曜日 10:00~17:00(駄菓子屋さんを実施) 土曜日 10:00~15:00(月2回) |
| | 久万高原町つどいの広場 開所時間 月・水・金 9:00~15:00 |

3 子育て支援情報の発信

子育てハンドブック、ホームページ、公式 LINE、広報誌等を活用して、子育てに関する情報をわかりやすく提供します。また、民間団体等で行われている情報誌に対しても、様々な情報を提供します。

4 こどもが相談しやすい関係性づくり

こどもが不安や悩みを持ったときにためらわずに相談できるように、学校や地域、こどもの居場所にいるおとななどが、日頃からこどもとの関係性づくりに努めます。また、こどもの相談に対して、こどもからの信頼を崩すことなく、寄り添った対応ができるよう、多職種の連携を充実します。

(3)児童虐待防止対策

【施策の趣旨・方向性】

児童虐待は、こどもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待されたこどもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、社会的自立に困難を伴う場合があることが指摘されています。

こどもを虐待から守り、安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

【施策の展開】

1 要保護児童対策地域協議会

2 児童虐待に対する啓発活動

【具体的施策】

1 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会において、ケース会議や実務者会議等を開催し、支援内容の協議や情報の共有化、相互連携を行います。また、協議内容についても必要な関係機関と共有し、日常的な支援につなげることで、虐待の未然防止に努めます。

2 児童虐待に対する啓発活動

日常生活の中で、児童虐待やその疑いのある事態に直面した場合、通報等の適切な対応につながるよう、児童虐待についての啓発活動を推進し、地域で必要な支援につなぐ体制づくりを行います。

また、県と連携しながら、ヤングケアラーに関する啓発活動を推進します。

(4)家庭の教育力の向上

【施策の趣旨・方向性】

共働き世帯の増加等により、保護者が子どもと接する時間が減少傾向にあり、家庭の教育力の低下が指摘されています。

家庭教育は、家族とのふれあいを通して、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなど、学校だけでは身につけきれないものを学ぶ重要な役割を果たすもので、家庭・地域と連携しながら育てていくべきものです。

保護者や地域と家庭教育の意義を共有しながら、学校・家庭・地域が連携して、子どもの育ちや学びを支援できる地域づくりを行います。

【施策の展開】

1 家庭教育支援事業

2 PTA等との連携

【具体的施策】

1 家庭教育支援事業

地域子育て支援センター(HappyHouse)を会場とし、主に未就園児の子育て家庭の方へ集いの場や育児の情報を提供し、相談事業等を行います。

地域の方や専門家を招いてのHappyカフェや、児童館、学校訪問による相談事業等を実施し、孤立しがちな子育て世代と地域・学校をつなぐ窓口として活用されています。

2 PTA等との連携

本町における子どもの育ちや学びについて、PTA会員及び関係者との交流や意識共有を図り、学校・地域・家庭の連携を深め、PTA活動の積極的な推進につなげます。

(5)こどもの未来応援(こどもの貧困対策)

【施策の趣旨・方向性】

家庭の環境や経済的な状況によらず、すべてのこどもが等しくすこやかに成長できるよう、また、夢や希望を持って未来に向かって歩いていけるよう、経済的支援を中心として支援を行います。

【施策の展開】

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 医療費の助成 | 2 おむつ券等の助成 |
| 3 保育料の軽減 | 4 多様な関係機関とのネットワーク構築 |

【具体的施策】

1 医療費の助成

こどもの医療費について、県の補助に加え町独自で支援を行っています。18歳までのこどもを対象に、医療費の一部を助成します。また、20歳未満で就職していないこどものいるひとり親家庭等を対象として、医療費の助成を行います。

2 おむつ券等の助成

愛顔(えがお)の子育て応援事業として、県の補助に加え町独自で支援を行っています。3歳未満の乳児を対象に、紙おむつの購入補助として、町内の事業所で利用できる「愛顔っ子応援券(1,000円×50枚つづり)」を交付します。

また、紙おむつ以外にも、乳児の養育に必要な物品購入への助成について検討します。

3 保育料の軽減

0～2歳の保育料について、独自の基準により、国が定めている保育料基準額よりも負担軽減を行っています。3～5歳については、現在保育料は無償となっています。

4 多様な関係機関とのネットワーク構築

地域で子育て支援に関する活動を行う団体や、こども食堂等の居場所づくりをしている団体、社会福祉協議会等、関係機関の連携を充実し、支援が必要な家庭を早期に発見したり、複合的な支援に展開できるよう、ネットワークの構築を図ります。

基本目標Ⅲ やさしく見守り、声を聴く地域づくり

(1)こどもの権利の擁護・推進

【施策の趣旨・方向性】

こどもが権利の主体として尊重され、こどもが自身の意見を言いやすい環境になるよう、こどもに対してこどもの権利についての啓発を行います。また、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広報・啓発を行い、地域全体でこどもが権利の主体であることへの理解を深めます。

【施策の展開】

1 こどもの権利に関する教育

2 こどもの権利についての情報発信

【具体的施策】

1 こどもの権利に関する教育

幼稚園・認定こども園や小・中学校において、人権教育を核として、こどもの権利についての啓発を行います。また、自己肯定感や情操を育む環境づくりを行い、様々な人権問題に正面から向き合い、仲間とともに乗り越えることのできる「なかまづくり」を推進します。

2 こどもの権利についての情報発信

保護者や地域とともに、こどもの権利をはじめとした人権問題について考える機会として、校区別人権教育推進大会や久万高原町人権啓発フェスティバルを充実します。

(2)地域でこどもを育てる体制づくり

【施策の趣旨・方向性】

本町の地域福祉に関するアンケート調査(令和5年度)によれば、ほとんどの住民が、住民同士の助け合いの必要性を認識していることがわかっています。住民それぞれが、地域のこどもに対して何ができるかを考え、地域でできるこども施策を推進します。特に、体験機会の提供や家庭教育の推進においては、地域の力が重要であり、公民館や地域運営協議会など地域主体の取組みの中で進められていることを支援します。

【施策の展開】

1 公民館・地域運営協議会

2 地域とともにある学校づくり

【具体的施策】

1 公民館・地域運営協議会

本町では、各地区に地域住民が慣れ親しんだ公民館がありますが、地域の自主的な自治活動を持続できるよう、地域運営協議会の設立に取り組んでいます。地域課題のひとつとしてこどもへの支援を取りあげ、地域住民の協力体制のもとで支援内容を協議・実践します。

2 地域とともにある学校づくり

現在、本町では、町内3校・園において「地域学校協働活動」(父二峰幼小・面河幼小・美川幼小)を実施しています。今後も事業を推進するとともに、地域住民と学校との連絡調整、地域学校協働活動の企画・調整等を担うコーディネーターの役割を持つ「地域学校協働活動推進員」の育成に取り組みます。

加えて、町内1校(面河小学校)においてコミュニティスクールを実施しており、学校と地域が連携して学校運営を行っています。今後も地域と連携しながら、コミュニティスクールの導入を推進します。

その他の学校・園においても地域の実情に合わせて、地域との連携を深めながら、地域の特色ある教育活動を実施しています。

(3)安全・安心なまちづくり

【施策の趣旨・方向性】

こどもが交通事故や犯罪等にあわないよう、町内の施設を整備します。また、近年、いわゆる闇バイトなどの犯罪行為に未成年が巻き込まれる事件が増加しています。アンケート調査では、インターネットやゲームにおける第三者とのトラブルが回答されており、本町においてもこうしたWEBやSNSを介した犯罪と無縁とは言い切れません。

こどもが将来にわたって安全・安心に暮らせるように、地域の安全のための施設整備を進めるとともに、通信ツールのリスク等を啓発し、安全で安心して暮らせる地域環境づくりを推進します。

【施策の展開】

1 地域の安全のための施設整備

2 WEB・SNSの安全な利用の啓発

【具体的施策】

1 地域の安全のための施設整備

こどもが安全に日常生活を送れるよう、地域のLED防犯灯設置を支援するとともに、日常的に通行する歩道等の安全をあらためて確認し、必要箇所への施設整備等を行います。

2 WEB・SNSの安全な利用の啓発

近年の未成年が犯罪に巻き込まれた事例や、WEB上の金銭トラブルなど、WEBやSNS利用にかかる危険性をこども・保護者に対して啓発し、安全に通信ツールを利用できるよう、各家庭での適切な対応を促進します。

第5章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することと定められています。

これまで、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域は全町一区域と設定しています。こどもの数は依然減少が予想されており、本計画においても引き続き全町一区域とします。

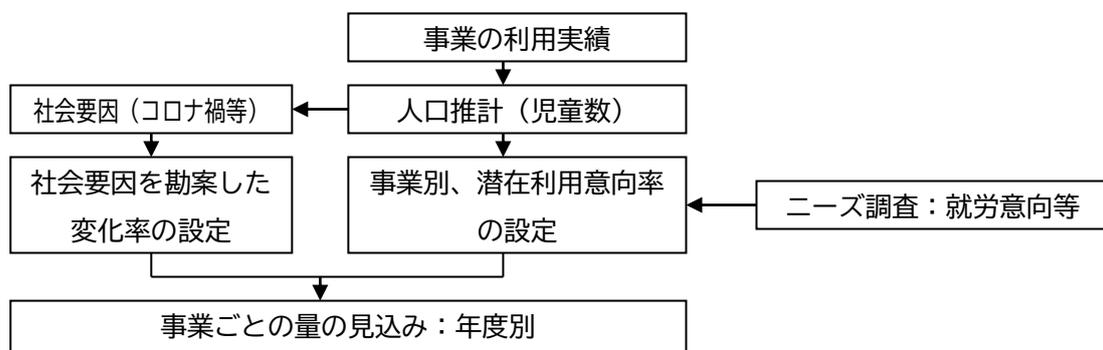
第2節 推計の手順

子ども・子育て支援法に定めるサービスの見込量については、国の示した「量の見込み」算出等の手引の考え方をもとに、本町独自の手法で算出しています。国の示す方法は、アンケート調査のみを根拠とする標準的な算出方法を示すものであり、実績を加味したより現実的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、本町の実情を鑑みた手法をとっています。

主な手順は次のとおりです。

- ・事業の利用実績を基準とします。
- ・各年度の人口を推計します。
- ・ニーズ調査結果から、就労意向等の潜在利用意向率を設定します。
- ・直近の利用実績が明らかにコロナ禍等の社会要因の影響を受けている場合、それを勘案した変化率を設定します。

本計画における量の見込みの算出手順



第3節 推計人口

計画期間におけるこどもの人口は、過去3年(令和4年～6年)の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法により推計を行いました。

※コーホート変化率法

コーホートごとに、過去における実績人口の動向に基づき将来人口を推計する方法です。ここでいう「コーホート」とは、同じ年(または同じ時期)に生まれた人々の集団のことをさします。

0～11歳の子どもの人口の推計

(単位:人)

| 区分 | 実績値 | 推計値 | | | | |
|-----|------|------|------|------|-------|-------|
| | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
| 0歳 | 23 | 12 | 24 | 22 | 20 | 20 |
| 1歳 | 33 | 24 | 13 | 25 | 23 | 21 |
| 2歳 | 23 | 34 | 25 | 14 | 26 | 24 |
| 3歳 | 30 | 24 | 35 | 26 | 14 | 27 |
| 4歳 | 31 | 28 | 23 | 33 | 25 | 13 |
| 5歳 | 38 | 31 | 28 | 23 | 32 | 25 |
| 6歳 | 31 | 38 | 31 | 28 | 23 | 32 |
| 7歳 | 35 | 32 | 40 | 32 | 29 | 24 |
| 8歳 | 45 | 37 | 34 | 41 | 33 | 31 |
| 9歳 | 41 | 44 | 36 | 33 | 39 | 32 |
| 10歳 | 35 | 44 | 47 | 39 | 36 | 42 |
| 11歳 | 33 | 34 | 43 | 45 | 38 | 35 |
| 合計 | 398 | 382 | 379 | 361 | 338 | 326 |

出典(実績値):住民基本台帳(令和6年4月1日)

※推計値は4月1日時点のもの

第4節 幼児教育・保育の需要量と確保方策

(1)需要量と確保方策

町内に居住するこどもの幼稚園・認定こども園の需要量と供給量(確保方策)は、次の通りです。

本町全体(教育と保育の合計)では充足していますが、令和7年度の保育(認定こども園)については年度当初に定員近くまで入園することが見込まれます。したがって、認定こども園は年度途中の入園希望に対応できない可能性があり、幼稚園との連携による対応が想定されます。

●教育(幼稚園、認定こども園1号)

※各年5月1日(単位:人)

| | 令和6年 (実績) | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-----------------|--------------|------|------|------|-------|-------|
| 1号認定(3~5歳:幼稚園等) | 43 | 37 | 42 | 33 | 30 | 30 |
| 供給量(確保方策) | 170 | 170 | 170 | 170 | 170 | 170 |

※供給量の考え方: 久万こども園の1号認定定員10名の他に、久万幼稚園を40名、他8幼稚園を1園につき15名(保育士配置基準を考慮した人数)の供給力があるとした。

●保育(認定こども園2・3号)

※各年4月1日(単位:人)

| | 令和6年 (実績) | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-----------------|--------------|------|------|------|-------|-------|
| 2号認定(3~5歳:保育園等) | 58 | 45 | 43 | 48 | 40 | 34 |
| 3号認定 | 0歳 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 1歳 | 16 | 12 | 6 | 12 | 10 |
| | 2歳 | 14 | 21 | 15 | 9 | 15 |
| 供給量(確保方策) | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |

※供給量の考え方: 久万こども園の2・3号認定の定員。

■教育+保育

| | 令和6年 (実績) | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-------------|--------------|------|------|------|-------|-------|
| 需要量合計 | 132 | 116 | 107 | 103 | 98 | 90 |
| 供給量(確保方策)合計 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |

(2)確保に当たっての考え方

1 幼児教育・保育の一体的提供について

本町では、いずれの施設においても、幼児教育・保育の一体的提供を実施しています。幼稚園においては幼児教育だけではなく、教育時間終了後に一時預かりを実施するなど、保育ニーズへの対応を行っています。また、認定こども園においては、1～3号認定の対応をしており、幼児教育・保育の一体的提供を行っています。

2 質の高い幼児教育・保育の推進・連携について

乳幼児期の発達環境や幼児期の教育は、将来にわたっての人格形成に影響するものであり、本町として質の高い幼児教育・保育の推進に取り組む必要があります。しかし、こどもの数が減少することで、幼児教育のための集団の確保が困難になっており、質の確保のための課題となっています。

そのため、教育・保育等の関係機関による連携が必要です。幼稚園・認定こども園から小学校への円滑な移行や、関係者の意見交換や情報共有等、連携に関する取組みを促進します。

第5節 地域子ども・子育て支援事業等の需要量と確保方策

(1)利用者支援事業

《事業の概要》

子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。事業類型は、子育て家庭の様々な状況に応じて関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、サービスの利用案内をする「特定型」、母子保健と児童福祉の専門職が連携して相談支援等を実施する「こども家庭センター型」の3つがあります。

《今後の方針・確保方策》

本町では、令和2年度に保健センターに子育て世代包括支援センター(母子保健型)を設置しています。令和7年度にこども家庭センターを設置し、これまでの子育て世代包括支援センターと児童福祉(保健福祉課)に関する機能を統合します。

《実績》

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施か所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 基本型 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 母子保健型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (実施か所数/か所) | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| ② 供給 量 | 基本型 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | 特定型 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | こども家庭センター型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

※量の見込み算出方法:事業実績に基づき算出。

(2)地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

地域において、乳幼児とその保護者等が相互の交流を行う場を提供し、親子でできる講座や教室を開催するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子育て中の保護者の孤独感や不安感を緩和し、こどものすこやかな育ちを支援することを目的とした事業です。

《今後の方針・確保方策》

本町では現在、久万地区の地域子育て支援センター(HappyHouse)と美川地区の久万高原町つどいの広場の2か所で実施しています。こどもの減少に伴い、利用者の減少が見込まれますが、こどものすこやかな育ちと保護者を支援するため、現状の体制を基本として、引き続き事業を推進します。

《実績》

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 設置か所数 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 月平均延べ利用人数 | 276人 | 264人 | 240人 | 204人 | — |

※令和6年度は計画策定期間と並行したため、実績は記載していません。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-----------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (月平均延べ利用人数) | 166人 | 147人 | 145人 | 164人 | 154人 |
| ②供給量 | 設置か所数 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| | 月平均延べ利用人数 | 166人 | 147人 | 145人 | 164人 |

※量の見込み算出方法:事業実績に基づき算出。

(3)妊婦健康診査事業

《事業の概要》

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。妊婦一般健康診査費用について、妊娠40週までの健診として14回分までの費用を助成しています。

《今後の方針・確保方策》

胎児と妊婦の健康の保持及び増進を図るためにも、妊娠中の適切な時期に健康診査が受けられるよう、妊婦健診の必要性や重要性を伝え、健診受診率の向上を目指します。

《実績》

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間受診対象者数 | 29人 | 26人 | 29人 | 21人 | 17人 |

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (年間利用人数/人) | 24人 | 22人 | 20人 | 20人 | 19人 |
| ②確保方策 | 24人 | 22人 | 20人 | 20人 | 19人 |

※量の見込み算出方法:人口推計に基づき算出。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

《事業の概要》

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師等が訪問する事業です。訪問の際に育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、こどもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

《今後の方針・確保方策》

育児に不安をもつ保護者への支援が一層必要になっていることから、乳児のいる全家庭に対し、早期の状況把握に努め、子育て中の保護者が孤立しないよう支援します。

《実績》

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間訪問人数(乳児数) | 22人 | 22人 | 29人 | 25人 | 10人 |

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (年間訪問人数(乳児数)) | 12人 | 24人 | 22人 | 20人 | 20人 |
| ②確保方策 | 12人 | 24人 | 22人 | 20人 | 20人 |

※量の見込み算出方法:人口推計に基づき算出。

(5) 養育支援訪問事業

《事業の概要》

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、養育者の育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを図る事業です。

《今後の方針・確保方策》

現状では実績はありませんが、こども家庭センターへの相談や関係機関・地域からの情報提供で、特定妊婦や要保護児童を把握した際には、要保護児童対策地域協議会等を通じて、多職種連携のもと随時支援を行います。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (年間延べ対応世帯数) | 1世帯 | 1世帯 | 1世帯 | 1世帯 | 1世帯 |
| ②確保方策 | 1世帯 | 1世帯 | 1世帯 | 1世帯 | 1世帯 |

※量の見込み算出方法:実態を総合して算出。

(6)子育て短期支援事業

《事業の概要》

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になったこどもについて、児童養護施設等において、一定の期間、必要な養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護等(トワイライトステイ)事業があります。

《今後の方針・確保方策》

現状では町内に対応可能な施設・事業者はなく、実績はありませんが、里親制度等の推進を図り、養育が困難な保護者のこどもが安全に過ごす場所を確保できるよう、事業の実施を検討します。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (年間延べ利用人数) | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ②確保方策 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

※量の見込み算出方法:実態を総合して、ショートステイのニーズとして算出。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

《事業の概要》

乳幼児や小学生等の児童の預かり等、子育ての援助を受けたい利用会員と、子育ての援助を行う協力会員が登録する会員組織で、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

現状、本町では実施していません。本事業は住民主体の取組みであり、地域における自主的な支え合い・助け合いの中で、効果的な実施手法を検討します。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (年間延べ利用人数) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| ②確保方策 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(8)一時預かり事業

《事業の概要》

幼稚園における在園児を対象とした預かり保育が、一時預かり事業(幼稚園型)となります。また、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった未就園児等を対象に、施設等において実施する預かり保育が、一時預かり事業(一般型)となります。

《今後の方針・確保方策》

本町では、すべての幼稚園において一時預かり事業(幼稚園型)を実施しており、利用実績があります。本計画期間においても、現在の体制を維持することとします。

※久万こども園において独自の預かり事業が実施されていますが、本事業には該当していません。

《実績》

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間延べ利用人数 (幼稚園型) | 50人 | 40人 | 35人 | 37人 | — |

※令和6年度は計画策定期間と並行したため、実績は記載していません。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み(幼稚園型) (年間延べ利用人数) | 27人 | 30人 | 24人 | 22人 | 22人 |
| ②確保方策 | 27人 | 30人 | 24人 | 22人 | 22人 |

※量の見込み算出方法:利用実績に基づき算出。一般型については、実績がないため見込みません。

(9)延長保育事業

《事業の概要》

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間外において、認定こども園にて保育を実施する事業です。

《今後の方針・確保方策》

保護者の就労形態の多様化や長時間勤務に伴う需要に対して、現在の体制を基本として対応します。

《実績》

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間利用人数 | 27人 | 30人 | 37人 | 27人 | 18人 |

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (年間利用人数/人) | 26人 | 22人 | 24人 | 23人 | 20人 |
| ②確保方策 | 26人 | 22人 | 24人 | 23人 | 20人 |

※量の見込み算出方法: 利用実績に基づき算出。

(10)病児・病後児保育事業

《事業の概要》

病気または回復期にあるこどもを、一時的に預ける必要がある場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

《今後の方針・確保方策》

本町では、中予3市3町の連携協約による取組みで、松山市内に利用できる施設が5か所あります。保護者が病気または回復期にあるこどもを安心して預けられるよう、現在の体制を基本として、引き続き事業を推進していきます。

《実績》

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施か所数 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 |
| 年間延べ利用人数 | 3人 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 |

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (年間延べ利用人数) | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ②確保方策 | 実施か所数 | 5か所 | 5か所 | 5か所 | 5か所 |
| | 確保量 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

※量の見込み算出方法: 過去の利用実績に基づき算出。

(11)放課後児童健全育成事業

《事業の概要》

保護者の就労等により、昼間に適切な監護を受けることができない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

《今後の方針・確保方策》

本町では、現在、小学校6年生までを対象に、NIKONIKO館で実施しています。令和7～9年度には定員およそ80人を超える入所が見込まれますが、全員が毎日利用ではなく、週数日のみの利用や長期休暇のみの利用も含まれるため、実質的には定員超過状態ではないものと見込みます。

小学生の放課後の居場所の確保のため、今後も、需要に応じた実施体制の確保に努めます。

《実績》

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間利用人数 | 64人 | 60人 | 65人 | 68人 | 64人 |

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (年間利用人数) | 86人 | 87人 | 82人 | 74人 | 74人 |
| 1年生 | 22人 | 22人 | 21人 | 19人 | 18人 |
| 2年生 | 16人 | 17人 | 15人 | 14人 | 15人 |
| 3年生 | 20人 | 20人 | 19人 | 17人 | 17人 |
| 4年生 | 15人 | 15人 | 14人 | 13人 | 13人 |
| 5年生 | 9人 | 9人 | 9人 | 8人 | 8人 |
| 6年生 | 4人 | 4人 | 4人 | 3人 | 3人 |
| ②確保方策 | 80人 | 80人 | 80人 | 80人 | 80人 |

※量の見込み算出方法：過去の利用実績に基づき算出。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

世帯の所得状況等を勘案して、市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育を受けた場合にかかる日用品や文房具等の必要な物品の購入に要する費用等の全部または一部を助成する事業です。

《今後の方針・確保方策》

現在、本町では未実施です。国や県の動向、情勢等を見据えながら、事業の実施について検討を行います。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

《事業の概要》

待機児童の解消やこども・子育て支援新制度の円滑な施行等のため、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

《今後の方針・確保方策》

現在、本町では未実施です。国や県の動向、情勢等を見据えながら、事業の実施について検討を行います。

(14)妊婦等包括相談支援事業【新規】

《事業の概要》

こども家庭センターを中心として、妊娠期から面談により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を伴走的に行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

妊娠届出時の面談や、妊娠8か月アンケート、産後の新生児訪問等での面談を通じて、妊婦とその配偶者等に対し、母子保健や子育てに関する情報の提供や支援を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うため、関係機関との連携による相談支援体制の確保を図ります。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (年間延べ対応人数) | 72人 | 66人 | 60人 | 60人 | 57人 |
| ②確保方策 | 72人 | 66人 | 60人 | 60人 | 57人 |

※量の見込み算出方法: 国の手引に基づき算出。

(15)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

《事業の概要》

満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等が利用できる制度として、令和8年度から全国一律で実施が予定されている事業です。

《今後の方針・確保方策》

国の方針に基づき、本町においても令和8年度の実施に向けて体制を整備します。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | — | 36人/年 | 36人/年 | 36人/年 | 36人/年 |
| ②確保方策 | — | 36人/年 | 36人/年 | 36人/年 | 36人/年 |

※量の見込み算出方法: 国の手引に基づき算出。

(16)産後ケア事業

《事業の概要》

母親の身体的回復と心理的な安定を促進するため、産後の母子等に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が地域においてすこやかな子育てができるよう支援する事業です。

《今後の方針・確保方策》

産後ケア事業は現在、松山市内の6医療機関のものを利用でき、訪問型2か所、宿泊型5か所、通所型6か所で提供しています。核家族化に伴って利用ニーズも高まっていることから、産後も安心して子育てができる支援体制の確保に努めます。

《実績》

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問型 | 0 | 2 | 0 | 1 | — |
| 宿泊型 | 0 | 0 | 0 | 6 | — |
| 通所型 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |

※令和6年度は計画策定期間と並行したため、実績は記載していません。

《量の見込みと確保方策》

| 区分 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み (年間延べ利用人数) | 5 | 8 | 8 | 7 | 7 |
| 訪問型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 宿泊型 | 3 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| 通所型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 (年間延べ利用人数) | 5 | 8 | 8 | 7 | 7 |

※量の見込み算出方法：過去の利用実績に基づき算出。

(17)子育て世帯訪問支援事業【新規】

《事業の概要》

家事・子育て等に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事・子育て等の支援を実施することで、負担感の軽減や家庭の養育環境を整備し、潜在的な虐待リスクの軽減化及び安定したこどもの育ちを確保する事業です。

《今後の方針・確保方策》

支援が必要な家庭に対し、家事・子育て等の支援ができるよう、事業の実施に向け検討します。

(18)児童育成支援拠点事業【新規】

《事業の概要》

養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所のないこどもが安心して過ごせる環境を整備し、食事の提供や相談等、個別の状況に応じた支援の提供を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

国や県の動向、情勢等を見据えながら、事業の実施について検討を行います。

(19)親子関係形成事業【新規】

《事業の概要》

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等の情報提供、相談及び助言、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

国や県の動向、情勢等を見据えながら、事業の実施について検討を行います。

第6章 計画の推進

第1節 推進体制

こどもの思いやすこやかな育ちを尊重し、こどもや子育て家庭を社会として支援するためには、住民、幼稚園・認定こども園、学校、医療機関、その他子育てに関わる関係機関等と行政の連携するネットワークが充実していることが重要です。

したがって、本計画の推進に当たっては、家庭・地域・事業所・行政がこどもの権利擁護やすこやかな育ち、健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、こどもに関わる様々な施策の総合的な推進に取り組みます。

(1)住民や関係機関との連携

住民や幼稚園・認定こども園、学校等の参画により、行政も含めた一体的な計画の推進に取り組みます。

(2)庁内の連携体制

庁内関係課が連携し、本計画を推進します。また、必要に応じて庁内関係課による会議を行い、各種施策の検討・推進にあたります。

(3)広域連携による推進体制

本計画は、国・愛媛県が行う支援策を有効に活用するとともに、近隣市町とも連携を図り、本町単独では実施できない事業についても検討し、計画の推進にあたります。

第2節 計画の進行管理

(1)進捗状況の点検及び評価

基本理念と目標の達成を目指し、計画の進捗状況、計画の見直しを図ること等を目的とした「子ども・子育て会議」を年1回以上開催し、計画の進捗状況の点検及び評価を実施します。

(2)課題の解決について

計画で設定した内容について、課題があれば「子ども・子育て会議」などにおいて、その内容を検討し、実施の可否も含めて具体的な方策を検討します。

(3)計画の見直し

本町の状況や需給状況に著しい変化があった場合には、「子ども・子育て会議」などの場において、柔軟に計画の見直しを行う協議を実施します。

久万高原町こども計画（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月

久万高原町 保健福祉課

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212

電話 0892-21-1111 FAX 0892-21-2860

久万高原町こども計画（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月

久万高原町 保健福祉課

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212

電話 0892-21-1111 FAX 0892-21-2860